



カナダにおける政策評価ツールの近代化 及び規制影響評価の改定の状況

平成19年12月

(財) 農 林 水 産 奨 励 会
農林水産政策情報センター

はじめに

カナダにおける政策評価は、1970年代から始められているが、恒常的に政策評価の改正がなされており、未だ政策評価の定番と呼べるものはできていないのが現状である。このことは、政策評価を行っている諸国において共通しており、政策評価は発展途上というより、時代の要請に応じて進化していると見るのが正しいのかもしれない。

政策評価と同じく、1970年代から開始されている規制影響分析（カナダでは、米国と同じく規制影響評価の代わりにこの用語を使用している。）も同じようなことが言え、むしろ、時代の要請に従って、政策評価と共通した目的及び使用法を考えるようになっているのではないと思われる。

この報告書は、平成19年10月8日から13日まで、当センター調査役・永山勝行がカナダを訪問して、近年の同国における評価の政策及び規制影響分析の改正の動きについて調査した結果を取りまとめたものである。

この調査では、カナダの財務委員会事務局及び農業・食品省の担当官の方々並びに在カナダ日本国大使館山里一等書記官に一方ならぬご協力、ご支援をいただいた。この紙面を借りて、心から感謝申し上げる次第である。

農林水産政策情報センター

目次

はじめに

第1章 政策評価ツールの近代化	1
第1節 政策評価の概要及び政策評価ツールの近代化	1
第2節 金額に見合った価値（Value-for-Money）による政策評価	2
第3節 配付資料 「カナダ政府金額に見合った価値」ツール	9
第4節 農業・食品省における試験的政策評価の実施及び課題	16
第5節 配付資料 VFM 質問表	23
第2章 規制影響分析の改定	29
第1節 概説	29
第2節 規制の合理化に関する政令の施行	29
第3節 費用便益分析	48
第4節 規制提案の選別	52
第5節 農業・食品省における規制影響分析の事例（抜粋）	68

第 1 章 政策評価ツールの近代化

第 1 節 政策評価の概要及び政策評価ツールの近代化

1 政策評価の概要

カナダでは、政策評価は政府の政策として行われており、基本となる文書である「評価政策（Evaluation Policy）」（2001 年）において、評価の計画時に

- ① 政策、プログラム又はイニシアチブ（省をまたがる計画）が省の又は政府全体の優先事項に合致しているか、そして、それは実際のニーズに本当に対応しているか。（妥当性（relevance））
 - ② その政策等は、予算の範囲内で、欲していないアウトカムを伴わないで、効果的に目的に適っているか。（成功（success））
 - ③ 最も適切で効率的な手段が、代替の設計及び執行の着手に関係して、目的を達成するために使用されているか。（費用効果（cost-effectiveness））
- を考慮することとされている。

また、「カナダ政府の評価機能（Evaluation Function in the Government of Canada）」では、実施すべき評価として、次の 3 タイプを挙げている。

- ①「成果に基づく管理、説明の枠組み（Results-based Management and Accountability Frameworks, RMAF）」に基づく、プログラムの承認時に行われるいわゆる事前評価
- ②政策等のライフサイクルの中間時点で行われる形成的評価（formative evaluation）
- ③政策等の終了時に行われる総括的評価（summative evaluation）

上記の RMAF は、奨励金及び助成金（grant and contribution）に関するプログラムを対象に定められたものであり、そのようなプログラムについてのみ事前評価が行われることになる。

カナダ政府の政策評価については、当センターの政策情報レポート 112「カナダにおける行財政改革等の調査報告」（平成 18 年 3 月）第 2 部政策評価の現状を参照されたい。

2 政策評価ツールの近代化

カナダ政府では、2001 年以降上記のような政策評価を実施してきたが、政策評価の実施、特に事後的に行われる形成的評価及び総括的評価の実施に時間及び資金がかかることもあって、3～4 か月ぐらいで実施できる体系的な政策評価のツールを開発することとし、2006

年 11 月に、評価ツールの近代化として金額に見合った価値（Value for Money）の考え方を打ち出している。

この評価ツールの近代化をテストすべく、2006 年 11 月から 3 月まで農業・食品省、保健省、国防省及び国家研究審議会の 4 省庁において、パイロットテストを実施したところである。

今回の調査においては、評価ツールの近代化としての「金額に見合った価値（Value for Money）ツール」の検討状況並びに農業・食品省における評価ツールのパイロットテストの実施状況及び課題について、聞き取り調査を行った。

第 2 節 金額に見合った価値（Value-for-Money）による政策評価

1 新しい政策評価ツールの概要

カナダ政府では、第 1 節に述べたようにこれまでよりも簡便に事後評価を実施できるツールの開発に取り掛かっており、金額に見合った価値（Value-for-Money）ツールをその題名としている。

このツールは、プログラムの妥当性（relevance）及び業績（performance）を明示しているかどうか並びにそれらを達成しているかどうかを、28 のインジケータを用いて、それぞれについて低い（Low）を 1 点、中程度（Medium）を 2 点及び高い（High）を 3 点と採点する。その合計点により、プログラムが妥当性を明示する能力があるか、及びその妥当性を達成しているか、並びにプログラムが業績を明示する能力があるか、及び業績を達成しているかについてそれぞれ低い、中程度及び高いの格付けを行う。その格付けにより、そのプログラムについて行うべきことが示される。

以下は、財務委員会事務局（Treasury Board Secretariat, TBS）評価局 Tara Kuzyk 上級分析官から聞き取ったものである。

2 金額に見合った価値（Value for Money）

金額に見合った価値（Value for Money）とは何か。この言葉は政府でかなり頻繁に使われているが、まだ定義がはっきりしていないところがある。Value for Money は、評価という目的のために 2 つの要素を持っている。1 つは妥当性（relevance）、もう 1 つは業績である。

妥当性については、この妥当性を測定するための能力（capacity）があるかどうか、そして、その妥当性が達成されているかどうか、という 2 つの点がある。

業績についても同様に、それを測定する能力（capacity）があるか、そして業績が達成されたか（achievement）が考慮される。妥当性というのは、行われるべきことが行われているかどうかを問うものであり、業績というのは価値が得られているかを問うものである。配付資料（第 3 節）にもあるように、業績は、経済性、効率性及び効果という面から測定される。経済性はプログラムを提供するためのインプット、効率性はアウトプットがどれだけ達成されているかを、効果はプログラムのアウトカムを考察するものである。

2 金額に見合った価値（Value for Money）ツールの目的

カナダ政府として、Value for Money に焦点を当てている理由は次のとおりである。評価の視点から見ると、2つの主な理由がある。まず1つは、評価をするのにどのぐらいの時間がかかるのかということと、2つ目は、評価の複雑さである。

もう1つは、評価政策の問題があり、評価政策は更新されたところで、Value for Money に焦点を当てている。評価をするためには時間が必要で、また、お金もかかる場合があるだろう。だから、3～4か月ぐらいでできる体系的なツールを開発したかったのである。

金額に見合った価値（Value for Money）ツールの全体的な目的は、プログラムが Value for Money をどれだけ達成しているかという業績及びそれを明示する能力を測るための、体系的、中立的及び証拠に基づいた評価を提供することである。

体系的というのは、段階的な手法で行われるということであり、中立的というのは、プログラムが自らを評価するのではなく、評価者によって評価が行われるということを意味する。そして、ツールによって証拠が要求されるため、証拠に基づいたものになる。能力については先ほど話したとおりである。このツールはトレーニングを受けた評価者によって使われなければならない。

これによって2つの異なった決定事項が提示される。1つはプログラム自体の改善についてであり、もう1つは歳出の管理にかかわるような決定事項である。

3 ツールの方法論

（1）ガイドブック及びワークブック

ツールの方法論について、2つの本を開発した。1つはガイドブックで、ツールの非常に詳細な内容を記したものである。もう1つはワークブックになっていて、どのように評価したらいいかということを段階ごとに解説したものである。これらは、現段階では、草案である。（これらの草案については、翻訳資料として当センターの政策情報リポートで刊行予定）

（２）28 のインジケータ

ワークブックは、能力と達成を測定するための段階ごとの手法を紹介している。そしてその評価をするに当たって、28 のインジケータを使う。これらのインジケータに関連して収集すべき情報の内容については、ガイドブックの中に書いてある。

評価担当者は、28 のそれぞれのインジケータに対して、証拠を見つけなければならない。どんな情報を探したらいいのかということの評価担当者はわかっているので、時間が節約されるし、また、このために計画を立てる必要もない。評価担当者は、同じ類型の情報を収集するのであるから、将来的にこれを比べることもできる。

情報収集には、2つの情報源から集められた証拠が使われる。2つの情報源とは、プログラマネージャー及び財務担当官とのインタビューのことである。評価者は、インジケータによって要求された情報を得るために聞くべき質問のリストをあらかじめ持っている。プログラマネージャーはそれに答えることで、インジケータに関連する情報を提供することができ、また同時にその回答を支持する文書を提出することも求められる。

財務担当官は、どのような会計資料が必要とされているのかを理解し、それを集めなければならない。インジケータには、アウトプットに対する費用及びアウトカムに対する費用に関するものが含まれているので、財務担当官はそれに必要な情報を集めるのである。28 の項目について、評価者はインタビュー及び提出された文書から得た情報を考慮し、ワークブックに書かれている客観的な基準を使ってひとつひとつのインジケータに対して格付けを行う。

（３）インジケータごとの点数付け

この格付けは低、中、高の3つの段階に分けられており、それぞれに1, 2, 3と点数が割り当てられている。例えば、2番目のインジケータは、妥当性を明示する能力に関するものであり、これを測定するためにはプログラムの理論が確立されているかどうかを見る必要がある。理論を証拠付けるものが何もないとすれば、このインジケータに対する格付けは「低」となる。一方、十分な証拠及び文書があり、プログラムを支持するために研究調査が行われているようなものには「高」の格付けが与えられる。このようにして全てのインジケータを審査した後で、点数が合計される。

（４）得点による格付けと行うべきこと

ツールは3つの異なる評価を行う。まず、妥当性についての評価、次に業績の評価、そして2つを組み合わせ、Value for Money の全体的な評価ができる。

例えば、プログラムの妥当性に関するインジケータの点数を合計した場合の評価について示した表がある。これは、軸から遠くなればなるほど、良いプログラムだということで、このようにして、それぞれの評価に対する桁目があり、その中に行うべきことが決められている。また、Value for Money がどの程度達成されているかを示す表があり、それぞ

れの枠目に、行うべきことが書いてある。

4 ツールの開発状況

現在までの進捗状況について述べる。まず、ツールのパイロットテストをしようと考えた。パイロットテストに関しては、4つの省庁、農業・食品省、保健省、国防省及び国家研究審議会（National Research Council）が合意してくれた。それらは自発的に参加してくれた。しかし、このサンプルには限度がある。すべて研究開発のプログラムなのである。理想的には、規制のプログラム、サービス提供のプログラムが入っていればよかったのであるが、そうではなかった。2006年11月にこのパイロットは始められた。

Value for Money 報告書は本年9月に出てきたばかりである。これは、評価に11か月かかったということではない。3か月でできたというものも知っている。各省庁が始めた時期によって、違いが出てきているだけである。私自身もそれを読んで、報告書を書かなければならないが、それは「学んだ教訓報告書」（Lessons Learned Report）と呼ばれ、パイロットに参加した人たちのインタビューや提出された報告書の質に基づいて作成される。10月の末までにはその報告書を完成したいと思っている。そして学んだ教訓に基づき、ツールを改良していきたい。その後で専門家の委員会を組織し、測定するべきだと思われることがこのツールによって測定できることを確実にする。

政府全体で段階的に始めようと思っており、来年1月に開始する。1月に、ツールを使って評価を始めるプログラムのいくつかは、2番目のパイロットとして扱いたいと思っている。もう少しモニターをしっかりとやっていきたいと思っているので、もしツールの中に直さなければいけない部分があれば直す。来年の8月までには、全省庁がツールを使えるようにしたいと考えている。しかしツールを利用可能にするだけでは不十分で、継続的なアドバイス及びトレーニングの提供もしなければならない。広く使用されるにつれて良いものにしていきたいので、毎年、見直しと調整を続けていく。

（問）VFM ツールを開発しているということであるが、RMAF（Results-based Management and Accountability Frameworks）との関係はどうなっているのか。

（答）RMAF は枠組みであり、プランであり、またインジケータであり、これらを使って作業を進めるというものである。VFM ツールの方は、実際に情報を収集し、結論を出し、報告書を作るものである。RMAF の情報は、28 のインジケータに必要な情報を与えるために使うことができる。しかし、残念ながら RMAF は、作られたのに使う人があまりいなかった。その理由は、RMAF はプログラムの初期の段階で作られるものなので、評価のた

めの質問は何か、アウトカムの指標は何かといったものを予測するのが難しかったということである。また、管理の責任にも関係するのが RMAF であるから、プログラムの改善にもつながってくる。定期的に業績に関する情報を得ることができれば、プログラムの改善にもつながっていくだろう。VFM ツールが始められれば、28 のインジケータのうちの幾つかは、RMAF の中に含まれることになるだろう。

RMAF は全体的で総括的な (summative) 評価になっている。しかしながら、VFM は特定のところに焦点を当てた狭いものになっている。使い始めてから終わりまで3~4か月ぐらいで終了できるようなツールである。RMAF を使用した評価に関しては、2年ぐらいかかってしまうこともあり得るだろう。また、RMAF は事前の評価であり、これに対して VFM は、既存のプログラムを対照にしたものである。

先ほど、RMAF を使う人があまりいないと言ったが、正しい言い方ではなかったので修正する。私が評価をする時には、どういった情報が集められるべきかを見るために RMAF を参照している。しかし、定期的に情報を収集することにおけるプログラムの能力に問題がある。

プログラムを続けるべきか、変更すべきかということを考えるための材料として、まさに VFM がそのようなタイプの意思決定に役立つと思う。

ツールに使用されているインジケータの例として、プログラムの妥当性に関連して、「プログラムは政府の優先事項と一貫しているか」というインジケータがあるが、これは意思決定をする際に役に立つ質問であろう。

(問) VFM ツールにより形成的評価 (formative evaluation)、あるいは総括的評価 (summative evaluation) の簡単な実施方法を定めたということか。

(答) そのとおりである。VFM の評価のために情報が十分でない時は総括的評価をやるという提言がされることになるかもしれない。時間とともに各プログラム担当官が 28 のインジケータを理解し、評価ができるように情報を集めてくれるようになることを願っている。

VFM ツールは、証拠としてプログラムマネージャーと財務担当官の2つの情報源を使うだけである。より良い評価をするためには、より大きな形での評価をすること、すなわち、より多くの人をインタビューしていくことで、より多くの情報が出るであろう。

インタビューと、彼らが言っていることを支持するための資料を付けて、VFM ツールの質問が構成される。例えば、プログラムマネージャーが「この情報があります。この情報はこの文書にあります」と言っても、それを提出することができない場合、インジケータ

一のレーティングは下がってしまう。

インタビューの記録は生のデータということになってしまうので、共有できるのは報告書の中にある内容だけということになる。

この書類を作る人間がインタビューをして、例えばプログラスマネージャーはこんなことを言っていたので、このポイントはローであるとか、ミディアムであるという判断を下すことになる。

報告書の構成の内容は次のとおりである。まず、プログラムについての説明があって、評価の方法、28 のインジケータ、低・中・高の格付けについても説明をする。そして、それぞれのインジケータに対して、低・中・高の数字を出していく。

しかし能力に関して、低・中・高と分ける前に、能力を測るためのインジケータが4つか5つあるので、それぞれのインジケータに対する格付けがわかる。そして、能力に関するインジケータ全体の格付けは、その合計から分かることになる。

(問) AAFC では、「どういう場合が低なのか、どういう場合が中、あるいは高なのか。この仕分けが非常に難しい。どこまでの答えがあれば中にできるのか、あるいは高にできるのか。これを決定するのが非常に難しい」ということを言っていたが、これについてはどう考えるのか。

(答) この低・中・高の評価について、ワークブックの中に説明が出ているが、今、パイロットが終わって、ツールを修正するので、もっとわかりやすくなると思う。

まず、このツールのこのバージョンを作った責任者数名と話し合いを行った。次に、説明を増やして修正をすることになるが、今度はこれを評価担当者に持っていくのではなくて、外部の専門家に問うてみようかと思っている。

各省の担当者と TBS の担当者が話し合って、VFM ツールの妥当性の検証がなされている。幾つかのワーキンググループがあって、関係省庁がレーティングについてコメントをする機会があった。まず、トレーニングを受けた評価者がこのツールを使うことが前提になっている。

(問) ツールの妥当性についてではなく、個々の評価の妥当性について、各省庁の評価担当者と TBS の担当者とがすり合わせを行って、格付けを決定するというようなプロセスは考えていないのか。

(答) そのレベルまでのことはちょっと考えていなかった。我々は中心的な機関として、どのように作業をしたらいいかというガイダンスを提供するわけで、情報がいかに使われるかは各省庁にかかっていると思っている。

しかし、何か問題について我々と相談をしたいというのであれば、喜んで話し合いたい
と思っている。

(問) VFM の目的は、結果としてプログラムを改善するということであるのか。

(答) もちろんプログラムの改善にも役立つであろうが、歳出に関する決定にも役立つよ
うにと考えている。このツールによって費用に関するいろいろな情報を集めることができ
るので、アウトカムごと、アウトプットごとの費用を知ることができる。

第3節 配付資料（日本語訳）

カナダ政府「金額に見合った価値」ツール（Government of Canada Value-for-Money Tool）

概要（Outline）

- ・ Value-for-Money (VFM) とは何か？
- ・ なぜ VFM なのか？（カナダ連邦政府の状況）
- ・ VFM ツール
 - ・ 目的
 - ・ 方法
 - ・ 評価（Assessment）
- ・ 現在までの進捗状況
 - ・ 先駆的实施（pilot）
- ・ 次の段階

Value-for-Money とは何か（What is Value-for-Money）

カナダ連邦政府の状況の中で、Value-for-Money は2つの要素によって成るものと定義することができる：

1. 妥当性 — 我々は正しいことをしているか？
 - ・ プログラムは実証可能な必要性に対応し、連邦政府に適切で、カナダ国民に応えるものである
2. 業績 — 我々は価値を達成しているか？
 - ・ 経済性： 納税者の諸資源は十全に活用されているか？
 - ・ 効率性： プログラムアウトプット（サービス及び成果物）は手ごろな方法で達成されているか？
 - ・ 有効性： どの程度までプログラムの目的が達成されたか？すなわち、どのような成果が生み出されたか？プログラムアウトカムを達成するための費用は最小限に抑えられているか？

なぜ VFM なのか？（カナダ連邦政府の状況）

- ・ 現在、全政府にわたってプログラムの評価範囲は小さい。（毎年の直接的なプログラム支出の約 10～12%）
 - ・ 現在の評価方法は面倒で時間がかかることがある
 - ・ 評価はしばしば、政策又はプログラムの妥当性及び業績よりはむしろプログラムの改善にのみ焦点をあてている。

提案される一連の評価手法

⇒影響評価

⇒戦略的政策評価

⇒Value-for-Money 評価

⇒実施評価

- ・ 現在進行中の財務委員会の評価政策の更新
 - ・ 評価の焦点を成果及び **Value-for-Money** に定め直す
 - ・ 更新された政策は、リスクに基づいて、評価の適時性/厳格さを支持する柔軟な手法を取り入れる
- ・ VFM ツールは、中間的な、費用のより小さい方法を提供すること（provision）により、評価ツールキットの幅を広げる

VFM ツール — 目的

- ・ ツールの全体的な目的は以下を提供することである：

プログラムの、金額に見合った価値（Value-for-Money）の全体的な業績及びそれを明示することのできる能力の、体系的、中立的、証拠に基づいた評価
- ・ ツールは、訓練を受けた評価者によって用いられるものである
- ・ 以下の事柄に関連する決定に情報を与える
 - ・ プログラムの改善
 - ・ 支出の管理

VFM ツール — 方法

- ・ 「ワークブック」：標準化された、段階ごとのひな型 — 長期にわたる及びプログラムを横断した比較を促進する
- ・ ワークブックは、以下のものを評価するための体系的な手法を促進する：
 - ・ プログラムの妥当性及び業績を明示する **能力**
 - ・ 妥当性及び業績の **達成**
- ・ 能力及び達成は、ワークブック中で特定されている 28 の所定のインジケータを使って測定される
- ・ インジケータの評価を支持する証拠は、重要な情報提供者のインタビュー、文書/文献資料及び費用計算（costing）データの収集物から集められる
- ・ それぞれのインジケータに対して、評価者は、客観的基準を使って証拠の質を評価し、「低」、「中」又は「高」の格付けを割り当てる。

VFM ツール – 28 のインジケータ

妥当性を明示する能力

1. ベースライン情報
2. プログラム介入の事例
3. プログラムの理論

達成された妥当性の格付け

4. プログラムの権限の源泉
5. 継続的なプログラムの必要性
6. 現在の政府の優先事項との一貫性
7. 政府にとっての適切性

経済性を明示する能力

8. 計画立案及び狙い (target)
9. 情報管理システム

経済性の業績の格付け

インプットの費用計算

10. 全プログラムの総費用中の割合としての運営費用
11. カナダ政府による非管理的な支払い（例えば、地質調査）対ターゲット
12. さまざまな費用計算比率の分散（給与、専門的サービス、資本金）
13. 同類のプログラムを使って全費用中の割合としての運営費用の測定基準を設定することと (benchmarking)

管理実施慣行

14. 生産性
15. 優良事例の測定基準を設定すること
16. 管理実績契約 (Management performance contract)
17. 代替の執行モデル

プログラムの効率性を明示する能力の格付け

18. 計画立案及びターゲット
19. 業績測定及び情報管理

効率性の業績の格付け

アウトプットの費用計算

20. アウトプットごとの費用についてのターゲットの達成
21. アウトプットごとの費用の測定基準を設定すること

管理実施慣行

22. サービス基準
23. 管理業績契約

プログラムの費用効果を明示する能力の格付け

24. 計画立案及びターゲット

25. 業績測定及び情報管理

業績の費用効果の格付け

アウトカムの費用計算

26. 直接的アウトカムごとの費用のターゲットの達成

27. アウトカムごとの費用の測定基準を設定すること

管理実施慣行

28. 顧客の満足

VFM ツール – インジケータを評価するための客観的基準の事例

インジケータ	客観的評価基準		
	低（1 ポイント）	中（2 ポイント）	高（3 ポイント）
妥当性を明示する能力			
#2 プログラム理論	プログラム理論がはっきりしていない、又はアウトプット及び影響が定義されていない	プログラム理論がきちんとしている（低質）	高質の、成果に基づく管理及びアカウントビリティの枠組み又は同様の文書が作成されている
プログラムの妥当性の達成			
#6 現在の政府の優先事項との一貫性	政府の優先事項との結びつきが特定されていない	多少の根拠となる証拠を伴った、政府の優先事項との継続的な妥当性	十全に支持された政府の優先事項との継続的な妥当性（女王のスピーチ、予算、法律、その他）

VFM ツール – 格付け及び評価表

妥当性を明示する能力		プログラムの妥当性の達成	
3－4 ポイント	低	4－6 ポイント	低
5－7 ポイント	中	7－9 ポイント	中
8－9 ポイント	高	10－12 ポイント	高
業績を明示する能力		プログラム業績の達成	
6－9 ポイント	低	15－22 ポイント	低
10－14 ポイント	中	23－37 ポイント	中
15－18 ポイント	高	38－45 ポイント	高

プログラムの妥当性の評価は次の表を使って要約される

関連性を明示する能力	高	多少の妥当性の明示 プログラムの優先事項の再検討(reorientation)が推奨される	継続的な妥当性が明示されている 妥当性の改善が推奨される	高い妥当性が明示されている
	中	妥当性の明示が低度 妥当性を明示する能力の改善及びプログラムの優先事項の再検討が推奨される	妥当性の明示が中程度 妥当性を明示する能力の改善及びプログラム目的の改善が推奨される	継続的な妥当性の明示 妥当性を明示する能力の更新が推奨される
	低	妥当性の明示なし より徹底的な評価が推奨される	妥当性の明示が低度 妥当性を明示する能力の更新及びプログラム目的の改善	妥当性の多少の明示 妥当性を明示する能力の更新が推奨される
		低	中	高

プログラムの妥当性の格付け

プログラム業績の評価は次の表を使って要約される

業績を明示する能力	高	多少の業績の明示 業績の再検討が推奨される	継続的な業績が明示されている 業績の改善が推奨される	高い業績が明示されている
	中	業績の明示が低度 業績を明示する能力の改善及び業績の再検討が推奨される	業績明示が中程度 業績を明示する能力の改善及びプログラム業績の改善が推奨される	継続的な業績の明示 業績を明示する能力の改善が推奨される
	低	業績の明示なし より徹底的な評価が推奨される	業績の明示が低度 業績を明示する能力の更新及び業績の改善が推奨される	業績の多少の明示 業績を明示する能力の更新が推奨される
		低	中	高

プログラム業績の格付け

プログラムの妥当性及び業績の全体的な格付けは次に図表にされ....他のプログラムによって達成された格付けと比較することができる

プログラム業績の格付け	高	Value-for-Money の多少の明示 プログラムの妥当性の更新が推奨される	良い Value-for-Money プログラムの妥当性の改善が推奨される	高い Value-for-Money
	中	低い Value-for-Money プログラム業関の改善及びプログラムの妥当性の更新が推奨される	中 程 度 の Value-for-Money プログラムの業関及び目的の改善が推奨される	良い Value-for-Money プログラム業関の改善が推奨される
	低	Value-for-Money なし 他の優先事項と比較して再考する	低い Value-for-Money プログラム業関の更新及びプログラム目的の改善が推奨される	Value-for-Money の多少の明示 プログラム業績の更新が推奨される
		低	中	高
プログラムの妥当性の格付け				

現在までの進捗状況 — 先駆的試験

- このツールは4つの連邦政府プログラムにおいて先駆的に試験された
 - カナダ農村地域パートナーシッププログラム — 農業・食品省
 - 女性医療貢献プログラム (Women's Health Contribution Program) — 保健省
 - 化学、生物学、放射線学、原子力研究及び科学技術イニシアチブ (Chemical, Biological, Radiological, Nuclear Research and Technologies Initiative) — 国防省
 - 産業研究援助プログラム (Industrial Research Assistance Program) — 国家研究審議会 (National Research Council)
- 先駆的実施の着手：2006年11月
- VFM 評価報告受け取り：2007年9月
- VFM ツールの学んだ教訓を特定するためのデータが集められた (インタビュー、VFM 未加工データ、VFM 報告の評価)

次の段階

- ・ TBS は VFM ツールの学んだ教訓の報告を起草する（2007 年 10 月）
- ・ ツールは TBS によって洗練される
- ・ 洗練された VFM ツールの専門家による審査。それに応じてツールが調整される
- ・ TBS はトレーニング用資料を開発する
- ・ 段階的な連邦政府ツールの着手（2008 年 1 月開始）
- ・ 実施の広まりにつれてツールの更なる洗練
- ・ ツールの最終版は 2008 年 8 月までに連邦政府全体にわたり入手可能となる
- ・ ツールが連邦政府全体にわたって着手された時点で、TBS は以下のものを提供する：
 - ・ 継続的な助言（advisory）業務
 - ・ 継続的なトレーニング
 - ・ 年に 1 度の審査及び最新化 — 適用を通じて学んでゆくにつれて、改善されるだろう

第4節 農業・食品省における試験的政策評価の実施及び課題

農業・食品省（AAFC）では、第1節及び第2節に述べたようにVFMツールによる政策評価のパイロットテストを、2006年11月から実施したところである。

そのパイロットテストの実施状況及び課題について、AAFCの監査及び評価チーム評価課 Angus O’leary 課長、Michael Thomas 上級評価マネージャー及び Hassimiou Ly プログラム評価担当官から、聞き取った。その結果は次のとおりである。

1 政策評価ツールとしての Value-for-Money の導入

評価のツールの近代化としての Value-for-Money Profile について話す。現在の評価ツールは2001年に導入されたものであり、その導入した政策が、もうそろそろ終わる時期に入ってきている。評価ツールの近代化というタイトルは、カナダにおける評価政策の全体的な目的の一部なのである。

新しい評価政策に関しては、2008年4月1日に発効する予定である。

その新しい評価政策は、全てのプログラム、政策及びイニシアティブが5年以内に評価されることを義務づけている。このような要求は重荷であるが、評価ツールを近代化することが決められたわけで、この中において、Value-for-Money ツールが発効されるのである。これの目指しているものは、評価の諸資源の焦点が総括的評価（summative evaluation）と Value-for-Money に当てられるシステムである。

ひとことで言えば、これは、政府によるプログラムへの出費がどれだけ価値のあるものかを評価（assess）する、レベルの高い、諸資源をあまり使わない、集中的な、評価（evaluation）に代わるものである。Value-for-Money ツールのパイロットテストを実施して、もう数か月たっており、もう既に、このツールを使って幾つかの満足できる結果が出ている。

2 Value-for-Money による評価

Value-for-Money には二つの側面がある。まず、プログラムに対しての妥当性（relevance）であり、プログラムの業績（performance）が二つ目である。

プログラムの妥当性については、7つのインジケーターがあり、これによって分析をする。ベースライン情報、プログラム理論、プログラムの権限の源泉、プログラムの継続的な必要性、政府の優先事項に対するプログラムとしての一貫性、プログラムが政府にとって適切なものであるのかを問う質問である。最後の問は、他の政府つまり州政府や自治体政府も同じようなプログラムとしてサービスを提供できるのかということである。連邦政

府としては、州政府等ができること、またはしなければならないことをしたくないからである。

業績については、21 のインジケーターがある。例えば、妥当性という点においてプログラムの十分な能力を示していても、業績は出せなかったという場合もある。その場合はプログラムが改善されなければならないということになってくる。もしプログラムが妥当でないとした場合であっても、業績はよろしいという場合もあり得る。では、なぜプログラムがあるのかということをその場合は自分自身に自問自答しなければならない。プログラムに本当の必要性があるのか、政府が何かしなければならないのか。よって、妥当性というものが一側面でありながら、もう一つが業績という側面とこの両方が関連している。

プログラママネージャー又は財務部門を担当している者のガイドとして、こういった **Value-for-Money** というものはその評価のために使われることになる。それに加えて、**AAFC** としては、利害関係者又はパートナーといった存在も考えている。プログラママネージャーが言っているその情報が何なのかということも確認するようにしている。しかしながら、財務委員会によると、その評価に関しては、プログラムの管理というところのみに焦点を当てて見てくださいという考え方である。当省としても関係者又はこのプログラムを享受するような人々に「どうですか」と聞く意思は持っている。

3 Value-for-Money の手法

Value-for-Money の段階として、6 つから 7 つぐらいに分かれている。まず一つは、財務委員会の評価に関する考え方として、新しい政策評価のために **Value-for-Money** というのが出てきたのだということである。省内におけるプログラムの評価の数が増えても対応できるように考えているのである。ワークプランというものに基づいて、**Value-for-Money** を進めていて、それには通過しなければならないステップが定められている。

プログラママネージャーに対してプレゼンテーションを行う。その後で幾つかの通過しなければならないステップがある。ガイドブックがあり、評価者又は評価チームの者に方向性を与える。評価に関するさまざまなステップがあるのだということを知ってもらうということである。Eブックというものがあって、すべての情報がこのEブックに入っている。例えばプログラムの適性の情報も入っている。

今現在評価しようとしているプログラムについての情報が入っている。

Value-for-Money は草案のようなもので、まだアプローチもツールも最終的なものになっていない。今、一連のパイロットスタディー（パイロットテスト）というものを行って、財務委員会での結果を見直しているところである。ツールをそれに基づいて改訂してい

こうという考え方なのである。我々は同時に複数の評価をするためにいろいろなアプローチを使っている。VFM ツールが完成した時には、それを使って同時に複数の評価をすることが可能になると思う。しかし、こちらで採択したアプローチは、その評価の中の一部に着手するものであって、VFM とは異なるものであるが、同時に複数のプログラムをカバーすることはできる。

ここで焦点が当てられるのはハイレベルな戦略的目的、戦略的アウトカム及びこの戦略的目的を達成するための各々のプログラムの役割である。

財務情報に関しては、すべてこの中に含まれ、分析されることになるであろう。マネージャーがその分析を行った後で初めてプログラムの状態が分かるということになる。プログラムが業績もしっかりと出し、そして妥当であるかどうかということが、グラフなどを見ることによって分かるからである。

4 チェックすべき項目

評価を行う際にチェックすべき項目があって、その項目ごとに、これはいい点だとか悪い点だとかというものを記入するようになっており、VFM ツールの最も客観的にやらなければならないのがこの部分である。

具体的なチェック項目は、例えば、業績については、提供された情報が適正で、かつ正確であるか否かということについての度合いを1・2・3という数字で評価する。

「benchmarking」（測定基準の設定）と呼んでいるインジケーターがあり、これは最も困難な部分になってくる。他と比べるデータがないときに困難になるのである。そのときには相当考えないといけなくなってくる。同僚の視点は何なのかという意見を聞かなければならない。正しい数字をそこに記入しなければならなくなってくる。

もう一つのチェック項目として、生産性がある。

それから業績を考えたときに、あと二つ重要なことがある。1つは、計画立案及びターゲットであるが、もう一つはパフォーマンスの測定及び情報の管理である。プログラムの妥当性についての判断をする際、また、プログラムがコスト的に見て効率のいいものであるかという判断をするときに、この二つの項目が重要になってくる。

5 VFM ツールの課題

VFM ツールの強みは、より少ない諸資源で、短時間で評価ができるという、評価者にとってはとても効率的なツールであることだと考える。プログラムの業績についても、その全体像が見えるという点があるし、成果の提供の適時性についてもよく分かる。

VFM ツールでちょっと弱いと思うのは、詳細の部分である。対象となっている範囲がやや表面的ではないかと思っている。1・2・3というスコア付けは、主観性が入ってしま

うのではないかというところが危惧される。

6 VFM ツールのインジケータと点数付け

VFM ツールのインタビューガイド(第5節)を渡す。まだ今の時点では下書きであるが、すべての質問とすべてのインジケータが出ている。

この質問に全部答えることによって、点数が付けられることになる。全体的なスコアではないが、妥当性や業績の領域に対してのスコアということになる。

点数付けに当たっては、まず平均が何なのかということも見なければならない。1・2・3を分ける基準が難しい、主観的になっている。

それがまさに財務委員会の方で改善していこうと努力している点である。この評価について、6つの省庁(TBSでは4省庁としていた)がパイロットとして関与した際の意思決定のプロセスについて、このスコア付けに、より厳しい範疇を考えていこうということである。

この全部のインジケータについての点数を集めて、「これはよくできている」とか「よくできていない」という評価が下されることになり、それがまさに意図するところである。

この実施方法は、アメリカのPART(Program Assessment Rating Tool)からアイデアをもらっていると思うが、アメリカの国立衛生研究所から来たのかもしれない。

7 政策評価の活用

今、連邦政府としては、歳出の管理システムについて考え直そうとしており、評価がプログラムの決定に直接役立つように、すなわち予算にもそれを取り入れる方向に持っていこうというのが目的である。そして、それぞれのプログラムに対して割り当てられる諸資源を減らすのか増やすのか又は同じように続けるのかを決める上での一助とするのである。

“evaluation”という言葉を使うのに少し抵抗があり、今“strategic review”という言葉が使われている。これは全ての省庁に、全てのプログラムの見直し(review)を義務づけて、その中の最も優先度の低い5%のプログラムを見つけ出してその5%を政府全体として優先するものの資金源として使うというものである。

今までもカナダは予算の役に立つような、そういう評価をしていたのではないかということについては、その答は、「はい」でもあり「いいえ」でもある。評価政策改訂の理由のひとつは、これまでの評価の範囲と質が、思っていたよりも予算編成に役に立っていないということがあげられる。

過去の例を見てみると、プログラムに対する資金拠出の継続又はプログラム自体の継続

に対して評価がどれだけ影響を持つかは様々であった。

この理由は、ほとんどの場合において、プログラム評価を行うのは省庁内の上級担当官であり、財務委員会はその評価の報告書のコピーを受け取るだけだったということである。特定のプログラムについては、初めて資金拠出が行われた時に評価を行うということが義務付けられていた。「奨励金及び助成金プログラム」(Grant and contribution program) と呼ばれるプログラムについては、財務委員会によって事前評価が義務付けられていた。移転政策 (transfer policy) のもとで、このような、州又は第三者機関に奨励金又は助成金が与えられるプログラムは、財務委員会の中で定期的に評価されなければならなかったのである。このタイプのプログラムは5年間という期限がつけられているので、5年間が終わった時点でどのような成果があったかを見て、プログラムをさらに継続するためにも評価が必要であった。

新しい政策では、根本的にこれとは異なる2つの点が見られる。1つは、歳出管理制度 (expenditure management system) の中に評価が組み込まれていること、そして2つめは、「奨励金及び助成金プログラム」だけでなく全ての政府プログラムが5年単位で評価されなければならないということである。この新しい政策が、将来のプログラムの決定にどれだけ影響を与えることになるのか、非常に興味深いところである。

すべてのプログラムを2012年までに評価しなければならなくなっているということである。新しい政策自体は4月1日、2008年に発効するので、5年後ということであれば、2013年の4月1日ということになる。

今この政策は1年半ほどその実施が遅れている。政策自体は変わったが、実施という意味で本質的にはまだ変わっていないということである。VFM ツール自体はすべて準備できしており、新しい政策の正式な実施を待っているだけである。

ここで重要なのは、Value-for-Money という言葉は2つの異なった意味合いで使われるということである。1つはとても広い意味で、例えば政府が、政府プログラムに Value-for-Money を求める、と言った場合、これはVFM ツールを使った評価 (evaluation)、審査又は調査 (studies) が、政府による Value-for-Money の評価 (assess) の一助となって情報を提供することができること、を指す。もう1つの意味は、特定の方法としてのVFM を指すものである。

一般的に言って、評価というものは政府が金額に見合った価値を得ているかどうかに対応するものであり、便益費用分析、費用対効果、費用効率性などが考慮される。

政府は、歳出管理制度又は場合によっては閣議を通して意思決定をする時に、政府によるプログラムへの投資が成果を生んでいるのか及びその成果が投資に値するものなのかどうかを知りたい。Value-for-Money 手法の評価というのはこれを測るためのものなのであるが、伝統的な評価方法が使われる場合もあるだろう。

VFM ツールは、正式な評価よりもレベルが高く、費用がかからない、そして早いという利点がある。

Value-for-Money による評価が適していた例として、パイロットテストとして、農村地域開発プログラムというものを行ったことが挙げられる。これは規模の小さいプログラムで、農村地域の生活の質を改善するために資金提供をする、という明確な目的と活動を持っている。このようなプログラムの評価には、Value-for-Money はとても適しているだろう。

しかし、省の科学（サイエンス）プログラムの評価を今始めているところであるが、これは非常に大きく、研究開発を評価するということは複雑である。Value-for-Money の評価は、こういったものについてはあまり適さないと考えている。うまくいくかもしれないし、うまくいかないかもしれない。

その理由は、研究プログラムが Value-for-Money を達成しているかどうかという質問に対して、どのように答えるかがとても難しいからである。それは政府がすべき種類の研究なのかという問題もあるし、応用研究やテクノロジー開発など、通常は政府が行わないような研究の場合は、その理由は何なのかを考えなければいけない。

それからもう 1 つは、そのアウトカムと影響の測定の難しさである。研究プログラムは通常 10 年から 15 年ぐらいかかってしまうことがあり、また、研究から出てきた成果に金銭的又は経済的な価値をつけるもの困難である。

例えば VFM ツールで見た場合に、農村地域開発には地域の住民がインターネットにアクセスできるようにする費用というものがある。これは、非常に簡単に測ることのできる、費用の効率性を表すものである。1 人当たり又は 1 戸当たりのインターネットへの接続の費用を見ればよいからである。

生化学の基礎研究ということになると、農業にとっては大きな意味合いがあるだろうが、10 年くらい経たないとその成果が出てこない、又はそれが実行可能かどうか分からないというものもたくさんある。遺伝子組み替えは植物の病気を防ぐことができない、という結論に至った研究などは経済的価値をつけるのがとても難しいだろう。この研究によって新しい知識が増え、代替案を考える上で大いに役に立つかもしれないが、研究そのものの価値はどれくらいになるのかはわからない。

研究開発の方に Value-for-Money の評価を使うということは非常に複雑で、不可能とは言わないが、理想的ではないと思う。

今の時点では VFM ツールというものは表面的なものであり、プログラムの全体的な分析をするという点ではよいが、奥行きがない。よって、フルスケールの評価に比べると、その所見に十分な信頼性がない。

プログラムやイニシアチブの全体的なアイデア、概算がどうなっているのかというのは分かることは分かるが。

プログラムの評価は、全体的な評価なので、満足できないような状態であるとか、または疑いがあると考えられる場合には、分析などについてもより深い、総括的な(summative)評価が必要になってくるだろう。Value-for-Money を使っても、観察をした後で大体いいであろうということは分かるわけであって、それによってプログラムのどこを改善すべきかということは分かるかと思う。

Value-for-Money Profile をやったとしても、今まで行っているような評価の方法は残る。全てのプログラムを評価するという政策の中で、その全てに総括的な評価方法を取り入れることはできないので、リスクが少ない又は複雑でないプログラムについては、VFM ツールを使うという考え方になる。

第5節 配付資料（日本語訳）

VFM 質問表

プログラム名：

年月日：

インタビュアー：

プログラムマネージャー/財務担当官のためのインタビューガイド

I. 一般

プログラムを簡単に説明して下さい。

目的は何ですか？

顧客は誰ですか？

期待される成果は何ですか？

内在するプログラム理論及び成果の潜在的な属性は何ですか？

II. 妥当性

プログラムの妥当性を明示するどのような情報又は文書が入手可能ですか？

それぞれのコピーを提出して下さい。

文書一覧

妥当性を明示する能力

インジケーター 1 – ベースライン情報：

ベースラインデータは、プログラム作出前又は作出中に収集されましたか？

もしそうであれば、その情報は最新化されていますか？

インジケーター 2 – プログラムの介入：

プログラムの最初の作出を支持するビジネスケースが開発されましたか？

もしそうでなければ、プログラムの事例はどのようにして作られていますか？

インジケーター 3 – プログラム理論：

プログラムを説明する文書（すなわち、目的、活動、アウトプット及びアウトカム）はありますか？

統制の構造は？

インジケーター 4 – プログラムの権限の源泉：

このプログラムは本来、どのようにして作り出されましたか（すなわち、プログラムの権限の源泉は何ですか？）

インジケーター 5 – プログラムの継続的な必要性：

プログラムはどのような必要性に対応していますか？

それは、その必要性にどのような方法で対応していますか？

本来の必要性が続いていることがどのようにしてわかりますか？

その必要性は一貫して継続していますか、又は時間と共に変化していますか？

もし変化しているのであれば、その変化を反映するために政策の権限が変更/更新されましたか？

他のプログラムがあなたのプログラムと同じ課題に取り組んでいますか？ 説明して下さい。

インジケーター 6 – 現在の政府の優先事項との一貫性：

プログラムは政府の優先事項と一貫していますか？

もしそうであれば、どのように一貫していますか？

もしそうでなければ、なぜですか？

インジケーター 7 – 政府にとっての適切性：

プログラムは連邦政府の役割に適合していますか？

もしそうであれば、どのように適合していますか？

他のレベルの政府（州又は自治体）又は民間部門があなたと同様の課題に取り組んでいますか？（説明して下さい）

III. 業績

経済性を明示する能力

インジケーター 8 – 計画立案及びターゲット：

プログラムは運営計画を維持していますか？

もしそうであれば、その計画はインプット費用及びターゲットを伴っていますか？

インジケーター 9 – 情報管理システム：

プログラムは、プログラム費用の電子追跡を維持していますか？

もしそうであれば、どのようにしてその情報の質を確実なものにしていますか？

インジケーター 10 — プログラムの総費用中の割合としての運営費用：

プログラムは総費用中の割合として運営費用を追跡していますか？

もしそうでなければ、なぜですか？

インジケーター 11 — カナダ政府による非管理的な支払い（例えば地質調査）

対ターゲット：

このプログラムは送金による支払いを伴いますか？

もしそうであれば、それを説明して下さい。

どのようにしてそれを追跡していますか？

費用作用因は何ですか？

インジケーター 12 — さまざまな費用計算比率の分散（給与、専門的サービス、資本金）：

プログラムは関連の費用計算比率を体系的に評価していますか？

インジケーター 13 — プログラム総費用中の割合としての運営費用を同様のプログラムを用いて測定基準を設定すること（Benchmarking）：

プログラムの業績を他の同様のプログラムと比較していますか？

もしそうであれば、それらの組織がどのように良い比較対照であるかを説明して下さい。

もしそうでなければ、なぜですか？

プログラムは専門的なサービス（例えば、外部契約）を使っていますか？

もしそうであれば、内部的に作業に取掛かることに対比して外部から購入するかどうかをどのようにして決めていますか？

あなたの見解では、外部からの購入に対比した内部の購入において、より良い value-for-money を提供するものは何ですか、及びそれはなぜですか？

インジケーター 14 — 生産性：

プログラムについての現在のスタッフ総定員数は何名ですか？

このスタッフの総定員数は、成果及び value-for-money を達成するための最適な構成となっていますか？

もしそうであれば、説明して下さい。

もしそうでなければ、なぜですか？

より適切なスタッフのターゲット又は構成はどのようなものですか？

インジケーター 15 — 優良事例の測定基準の設定：

プログラムは、他の組織の管理実施慣行を調査していますか？

もしそうであれば、そこで学んだものがどのように運営に影響していますか？
もしそうでなければ、なぜですか？

インジケータ 16 — 管理業績契約：

管理業績契約を持っていますか？

もしそうであれば、それは経済性の目的及びターゲットを含んでいますか？説明して下さい。

インジケータ 17 — 代替の執行模範：

プログラムは、他のプログラムの設計又は執行模範を調査していますか？

もしそうであれば、どの模範が考慮されましたか？

それらは採用されましたか？

もし採用されなかったのなら、それはなぜですか？

効率性を明示する能力

インジケータ 18 — 計画立案及びターゲット：

プログラムは達成されるべきアウトプットを特定し、及び達成のターゲットを設定していますか？

インジケータ 19 — 業績測定及び情報管理：

プログラムはそのアウトプット及び関連する業績情報を追跡していますか？

もしそうであれば、説明して下さい。

もしそうでなければ、なぜですか？

インジケータ 20 — アウトプットごとの費用のターゲットの達成：

プログラムは、アウトプットごとの費用のターゲットを持っていますか？

もしそうであれば、それはどの程度まで達成されていますか？

これらのターゲットは現実的であるにもかかわらず挑戦的なものだと考えますか？

もしそうでなければ、なぜそうに考えますか？

インジケータ 21 — アウトプットごとの費用の測定基準の設定：

プログラムは、同様の組織を用いてアウトプットの費用の測定基準の設定を行っていますか？

インジケーター 22 — サービス基準：

サービス基準は定着していますか？

もしあるのであれば、それはどのようにして監視され、報告され、及びそれに基づく対応がなされていますか？

もしそうでなければ、なぜですか？

インジケーター 23 — 管理業績契約：

あなたの管理業績契約にはアウトプット目的が含まれていますか？

有効性を明示する能力

インジケーター 24 — 計画立案及びターゲット：

プログラムは達成されるべきアウトカムを特定し、及び達成のターゲットを設定していますか？

インジケーター 25 — 業績測定及び情報管理：

プログラムはそのアウトカム（短期及び長期）及び関連する業績情報を追跡していますか？

もしそうであれば、説明して下さい。

もしそうでなければ、なぜですか？

アウトカムが設定されていないのならば、プログラムの重要な短期的アウトカムは何だと考えますか？

長期的なアウトカムは何ですか？

もしそれらを追跡するとしたら、どのようにしますか？

インジケーター 26 — ターゲットの達成：

プログラムは良い成果を達成しつつありますか？

どうやってそれがわかるのですか？

この達成を評価するターゲットを持っていますか？

インジケーター 27 — アウトカムごとの費用の測定基準の設定：

プログラムは、同類のプログラムと比較したアウトカムごとの費用を監視していますか？

インジケーター 28 — 顧客の満足：

プログラムの主な顧客は誰ですか？

これらの顧客は政府の内部又は外部の人ですか？

あなたは彼らとどのように交流していますか（すなわち、接点又はサービス提供の方法（例

えば、電話、じかに会う、インターネット、手紙))？

プログラムは顧客の満足を監視していますか？

もしそうでなければ、なぜですか？

そうであれば、その成果はどのように追跡され、報告され、及びそれに基づく対応がなされていますか？

何か他にコメントがありますか？

第2章 規制影響分析の改定

第1節 概説

カナダでは、1970年代から費用便益分析を中心とする社会経済的影響分析（Socio-Economic Impact Analysis）が行われてきており、1986年にはすべての提案について規制影響分析を行うことがカナダ政府の政策として制定された。

1999年には、規制影響分析に関する政策が改正され、規制影響分析陳述書（Regulatory Impact Analysis Statement, RIAS）を作成し、官報に公表することが義務付けられた。

近年に至っても、これを改正する動きがあり、2006年5月には、枢密院事務局から規制提案の選別のための枠組み（Framework for the Triage of Regulatory Submission）が出され、規制の影響の大きさにより、低、中、高に規制プログラムを分類し、それらに応じた規制影響分析を行うこととした。

次に、2007年4月には、規制の合理化に関する政令（Cabinet Directive on Streamlining Regulation）が施行され、規制の実施後の評価を行って、規制の見直しにつなげることとされた。

さらに、2007年10月には、費用便益分析ガイドが制定され、費用と便益の分析を5段階の時系列に分けて実施することとされた。（費用便益分析ガイドは、翻訳資料として当センターの政策情報リポートで刊行予定）

これらはいずれも、政府の文書であり、政府の実施する規制プログラムをその対象としており、法律は規制影響分析の対象外であることは、米国と同じである。

第2節 規制の合理化に関する政令の施行

カナダにおいては、1999年から実施されている規制影響分析に関する政令を、規制の合理化に関する政令（Cabinet Directive on Streamlining Regulation）（本節の後に掲載）として2007年4月に改正した。これにより、これまで規制の実施前の影響評価を実施し、いったん実施に移れば、その見直しがなされなかったものを、業績をあらわすインジケータを設定させ、それにより規制の効果等を測定して、規制を見直すこととした。その見直しで問題があるとの結論が出れば、その規制をもう一度開発の段階に戻して、規制を作り直すこととしている。

政令においては、規制の測定、評価及び見直しとして、各省庁は、規制がその最初の政策目的を満たしていること及び継続的に規制の枠組みを更新する責任があると規定されている。測定としては、規制プログラムについて、あらかじめその業績を測定するためのインジケータを設定しておくこと、評価としては、実施したプログラムをインプット、活動、効果、最終的なアウトカム、成果の達成にそのプログラムが寄与した程度、value for

money、意思決定等の手順などの側面から評価すること、見直しとして、規制の政策目的を適えるための効果、手法の選択、規制の明確性、競争力への影響等に焦点を当てて検討することとされている。

このことに関し、財務委員会事務局規制関連業務部門 John Giraldez 上級政策分析官から聞き取ったところ、次のとおりであった。

1 規制の合理化に関する政令の制定

2007 年 4 月 1 日に、首相及び大臣が閣議において、規制の合理化に関する新しい政令 (directive) に合意した。これはインターネットから見ることができ、アドレスは <http://www.regulation.gc.ca> である。

この新しい政令 (Cabinet Directive on Streamlining Regulation) であるが、1999 年の政策と比べて見てみると違いがある。1999 年には、規制が実施される前に省庁は課題が何なのか及びなぜ政府の介入が必要なのかの特定、費用及び便益、軽減される負担並びに環境的な評価、協議などが求められていたが、新しい政策の方ではライフサイクル・アプローチというものを重要視する、というところがまず違うのである。

大きな違いは、省庁に対して業績指標の設定が求められていることである。また、サービスの基準又は規制の見直しである。どのように機能するかというと、規制プログラムのライフサイクルに応じて、まず規制を開発し、分析をし、そして規制を実施し、実施した後、規制を見直さなければならない。また、問題があるということであれば開発の段階に戻さなければならない。古いシステムの方はここでストップしてしまう。規制を実施してしまえばそれで終了というのが前の状態であった。

新しいことはないが、標準的な政策の開発モデルというもので、これは基本的には質の管理である。今、新しい RIAS のひな型及び文書を開発中である。まさに私はそのファイルを担当している。

今は、草案の協議段階である。3～6 か月ぐらいかかり得るだろう。これはゆっくりとした手順である。

2 新しい政令の趣旨

以前の政令では、手続きが途中で止まってしまって、次のプログラムのライフサイクルに回らないといったが、その理由は次のとおりである。

まず省庁で規制を開発し、それを財務委員会事務局に持ってくる。そして、財務委員会の大臣のところにその規制内容を持っていくことになる。官報掲載の手順を経て、この規

制が承認される。それを実施するか否かは省庁にかかっている。いったん省庁が規制の実施を始めたものに対して TBS の方からなんらかの働き掛けをするというのは難しいのである。我々は規制を変更する権限は持っていないからである。

しかし、規制を開発した時には、業績指標の設定を義務づけるという新しい考え方が出てきた。よって、業績指標に照らし合わせて見直しをすることができるようになった。これによって新しい規制に対応することができる。我々はこれを **flow**（作業の順序）と呼んでいる。これに対し、**stock**（蓄積）というのは、今までに蓄えられた 2700 件ほどの規制のことであるが、まだ現時点においてそれを見ていない。これが我々の懸念事項になっている。昔の制度の中で開発されたものや、100 年ぐらい経っているものさえある。

法律で、省庁による見直しが義務づけられている場合もあるが、新しい政令により、規制に関して省庁は定期的に見直しをしなければならないなくなった。問題が発生した時に規制を見直すということもある。

1 つの例として、カナダ食品検査庁で仕事をしていた 1990 年代のことであるが、すべての規制の見直しをしている時期があった。この見直しに基づいて規制を改訂又は変更したということがあった。省庁でこのような見直しをする時に発生する問題のひとつは、自分の観点から物事を見てしまいがちだということである。この政令についていうと、これはカナダ全体、カナダ人全員を考えてのものを見方をする事になっている。

これまでは、規制を実施した後は、ほとんどの場合に内閣その他のところに報告の義務もなかったということである。

法律自体の規制影響分析（Regulatory Impact Analysis）というのはカナダでは行っていないが、法律に基づいた政令レベル以下の規制については Regulatory Impact Analysis は行っているのである。

法律ということになると、これは議会の方に持っていかなければならないし、規制に関しては財務委員会の大臣を通じるということになる。伝統的には、すべての規制は議会を通過することになっていた。しかし、あまりにも量が多いので、これを財務委員会の方に委託したという形を取っている。これは財務委員会、または枢密院ということになる。

資料 規制の合理化に関する政令 (Cabinet Directive on Streamlining Regulation)

規制の合理化に関する政令は 2007 年 4 月 1 日に施行された。

この政令は、カナダ政府規制政策 (1999 年) に代わるものであり、規制の開発、実施、評価及び見直しのための明確な要件を伴った、より包括的な管理手法を含むいくつかの主要な改善点を導入している。

この新しい手法は、より効果的、効率的及び説明責任のある規制制度を通して、健康、安全及び安全保障、環境の質並びにカナダ国民の経済的福祉における公共の利益を守り、及び向上させる (advance) ための政府の約束 (commitment) を支持する。

この政令は、環境及び消費者団体、産業及び小規模企業並びに州及び準州を含む利害関係者との幅広い横断的な徹底した協議に加えて、連邦規制省庁の 2 年以上にわたる協同の産物である。

我々のカナダ国民への約束 (commitment)

カナダ政府は、規制活動が**現在及び将来の世代のカナダ国民に最大の全体的な利益**につながることを確実にするために、カナダ国民及び他の政府と共に協力することによって、公共の利益を守り、及び向上させていくことを約束する。

規制をする時に、連邦政府は：

- 議会による立法として表現されているように、カナダ人の健康、安全、安全保障、環境の質並びに社会的及び経済的な福祉における**公共の利益**を守り、及び向上させる。
- 企業家精神、投資及び革新を奨励する、**公平及び競争的な市場経済を増進**する。
- 完全な科学的確信がなく、及び深刻な又は不可逆の危害のリスクがある時には予防的措置の適用が必要かもしれないことを認識する一方で、カナダ及び世界中において入手可能な最も優れた知識及び科学並びに**証拠に基づいて意思決定**を行う。
- 包括性、透明性、説明責任及び国民による吟味を通して、**利便性の良い、理解可能な及び物事によく反応する**規制を作出する。
- 人的及び財務的な諸資源を最も役に立つところに集中させ、並びにカナダ国民への具体的な (tangible) 成果を明示することで規制の便益が費用を正当化することを確認することによって、規制の**効率性及び効果を向上**させる。
- 連邦政府全体にわたって、カナダ及び外国の他の政府並びに企業及びカナダ国民と共に協議、協調及び協力することによって規制の手順の初めから終わりまで、適時性、政策の首尾一貫性及び最小限の重複を必要とする (require)。

1.0 序文

規制は、カナダ国民の健康及び安全を守り、環境を保護し、並びに革新的及び繁栄した経済のための条件を確保するための重要なツールである。規制は法律のひとつの形である – それらは拘束力のある法的効力を持ち、及び通常は特定の人又は状況よりはむしろ一般的に適用する規程 (rules) を定めるものである。

しばしば「委任された」(delegated)又は「従属法」(subordinate legislation)として言及される規制は、内閣(総督)、大臣又は行政庁などのような、議会が権限を委任した者又は団体によって作られる。規定(regulations)を作る権限は、権限を付与する法律を通して明確に委任されなければならない。

権限を付与する法律を起草する時、省庁は、規定(regulations)を含む従属的な法的手段が行政命令法(Statutory Instrument Act)の要件に従っていることを確実にしなければならない。規定及びそのような他の手段は、内閣によって承認された時は、例外的な場合を除いて、これらの要件を免除されるべきでない。

法的手段を統制する要件に関する詳しい情報は、立法に関する政令(Cabinet Directive on Law-making)を見よ。

2.0 適用の範囲

規制の合理化に関する政令は、連邦政府の規制手順に関与する全ての省庁に適用される。政府の公務員は、規制のライフサイクル(life cycle)における全段階 – 開発、実施、評価及び見直し – においてこの政令を遵守する責任がある。

3.0 規制の合理化に関する政令の実施

この政令は、規制手順に関する政府の公務員のための詳しいガイダンスを提供する一連の枠組み及び文書によって支持されている。これらの枠組みは <http://www.regulation.gc.ca> で見ることができる。

規制をする時、省庁は、次のものを含む閣議及び財務委員会による関連の法律及び指示に従っていることを確実にする責任を持つ：

- 行政命令法 (Statutory Instrument Act) ;
- 使用料法 (User Fees Act) ;
- 財政管理法 (Financial Administration Act) ;
- 立法に関する政令 (Cabinet Directive on Law-making) ;
- 政策、計画及びプログラム提案の環境的評価に関する政令 (Cabinet Directive on the Environmental Assessment of Policy, Plan and Program Proposal) ;
- リスクについての科学に基づく意思決定における予防的措置の適用の枠組み (A Framework for the Application of Precaution in Science-based Decision Making about Risk) ;
- 科学及び技術勧告のための枠組み：政府の意思決定における科学及び技術勧告の効果的な使用のための原則及び指針 (A Framework for Science and Technology Advice: Principles and Guidelines for the Effective Use of Science and Technology Advice in Government Decision Making)。

政令の見直しは、それが施行された時から5年以内に行われる。それに応じて、カナダ財務委員会（規制関連業務部門）は、業績測定及び評価戦略の開発並びに政令の実施の監視をするために省庁と共に作業に当たる。これに加えて、省庁は、ここに定められた約束及び指示にどのように対応したかについて、上級管理者（senior management）及び規制関連業務部門に対して報告書を提出することが期待される。政令の見直しには、関心を持つカナダ国民の関与を含むことが期待される。

3.1 規制手順の要件

規制関連業務課と協議の上で、省庁は、どこで承認手順を合理化することができるか、及びどこに諸資源を集中させるかを判定するために、早い段階で規制の提案を評価する (assess)。この評価の中で、次の要素が考慮される：

- 規制による、カナダ国民の健康及び安全、安全保障、環境並びに社会的及び経済的な福祉への潜在的な影響；
- 政府、企業又はカナダ国民への費用又は節約並びにカナダの経済及び国際的な競争力への潜在的な影響；
- 他の連邦省庁、カナダ国内の他の政府又はカナダの外交への潜在的な影響；並びに
- 影響を受ける当事者及びカナダ国民の間の関心、論争及び支持の度合い

緊急事態・カナダ国民の健康及び安全、安全保障、経済又は環境に差し迫った深刻なリスクがある時・には、政府が時宜に適った方法で対処することができるように、迅速化された手順が要求されるかもしれない。そのような場合には、公共の利益が最も効果的に保護されるような方法で事を運ぶために、省庁は規制関連業務部門と共に作業に当たる。

4.0 規制分析

4.1 規制の協議

省庁は、規制の手順の全ての段階において、関心のある及び影響される当事者を特定し、並びにオープンで、有意義な及び均整のとれた協議の機会を彼らに提供する責任がある。

協議を行う場合、省庁は次の事を行うべきである：

- 入手可能な証拠、科学又は知識に基づく公共政策課題の性質及び意味合いについてカナダ国民に情報を与え、及び約束する；
- 政策目的の開発にカナダ国民を加える；
- 影響を受ける当事者がインプットをまとめ、及び提供することができるように手順及びスケジュールを明確な方法で設定する；並びに
- 協議のアウトカム及び意思決定の中で考慮された優先事項について、カナダ国民及び影響を受ける当事者に、時宜に適った意見を提供する。

省庁はまた、ファーストネーションズ、イヌイット及びメイティスなどの先住民族共同体及びその人々；国、地域及び地方の先住民組織；並びに先住民政府と協力し、1982年憲法第35条により守られている権利に関連して存在するかもしれない全ての義務を満たしていることを確実にしなければならない。

省庁は、パブリックコメントの期間のために、そして受け取ったコメントを考慮に入れるために、提案を官報（Canada Gazette）第1部に公表しなければならない。標準的なコメントの期間は30日間だが、立法の要件、国際的な義務及びその他の考慮すべき事項に基づいて異なることがあり得る。国際貿易に影響を与えるかもしれない新しい及び変更された技術的な規制の提案については、最低75日間のコメントの期間が求められる。

省庁は、提案された規制を官報に公表することは規制の提案の開発についての有意義な協議に代わるものではないことに留意すべきである。内閣は、官報の第1部への提案の公表

を免除するかもしれない。

4.2 公共政策の課題の特定及び評価

省庁は、潜在的なリスクを含む公共政策の課題を評価し、並びに入手可能な最も良い証拠及び知識を通して政府の介入が必要であることを示す責任がある。

公共政策の課題を評価及び記録する場合、省庁は次の事を行うべきである：

- 緊急性並びに即時的及び長期的な影響を含む、公共政策の課題、その原因及び脈絡を分析する；
- 可能な場合はいつでも、州及び準州政府、外国又は国際的組織における、関連する証拠に基づく評価、分析、標準及び分類システムを見直す；
- 課題の性質及びその影響が長期的にどのように変わるかを意思決定者及びカナダ国民に十分に説明する；並びに
- 公共政策の課題の科学的及び経験的証拠、不確実性、倫理的考慮点及び国民の意見を説明する。

優良事例：重要な提案について、省庁はリスク評価の独立した見直しを求めることが奨励される。省庁は、この見直しのために、科学諮問委員会（science advisory boards）又は存在するその他の仕組みを利用することができる。

深刻な又は不可逆な危害のリスクがある時は、政府は、カナダ国民の健康及び安全、環境又は自然資源を保護するために、完全な科学的確信の欠如が意思決定の延期の理由にならないことを認識する。予防的措置の適用のガイダンスについては、省庁は、リスクについての科学に基づく意思決定における予防的措置の適用の枠組み（A Framework for the Application of Precaution in Science-based Decision Making about Risk）を参考にするべきである。

4.3 公共政策の目的の設定

政策の課題が評価され、政府の介入が求められると判定された時点で、省庁は、カナダ国民のための具体的なアウトカムを概説する公共政策の目的を設定する責任がある。省庁は次の事を行うべきである：

- 公共政策の課題及びその原因に対応する測定可能な目的を設定する；

- 法律及び政府の優先事項が妥当性及び一貫性を確実なものにすることができるようにつながりを設定する；並びに
- 期待される業績に対照させて進展を監視及び報告するために、継続的に業績のインジケータを開発及び使用する。

4.4 規制の対応の選択、設計及び評価 (assessing)

適切な政府手段の混合物の選択

省庁は、政策の目的を達成するための規制及び非規制的な手段の効果及び適切性を評価する責任がある。

省庁は次の事を行うべきである：

- 効果的な介入のための潜在的な点を特定する；
- 公共政策の課題に対応するために関与すべき機関及び当事者を特定する；
- 規制及び非規制的な方策を含む、適切な手段又は手段の混合物を特定し、並びに規制の提案を提出する前にその適用を正当化する；
- 規制の対応が政策の目的に対応するように設計されていることを明示する；
- 規制の対応がリスクの度合い及び類型と釣り合いのとれたものであることを明示する；
- 規制の対応が、その対象として設計されていない分野に不当な (unduly) 影響を与えないことを明示する；
- 特に技術的な規制について、その設計又は記述された特性よりもむしろ業績の観点から規制の要件を明細に述べる；並びに
- 関連する国の又は国際的な基準、指針及び提言の全て又は一部が、意図される政策の目的を満たしている時は、それらを技術的な規制の基礎として、及び適合性評価の手続のために利用する。

優良事例：省庁は、カナダの国家規格制度（National Standard System, NSS）によって提供される標準化のツール及び手法を使うことが奨励される。このネットワークは、国際的に受け入れられている優良事例及び試験方法を提供し、市場への参入及び市場の採用を改善し、複数の試験又は反復的な認証の必要を削減する。詳しい情報は、<http://www.scc.ca/en/nss/index.shtml> を見て下さい。

規制者は、カナダの法律（law）及び規定（regulations）の中で言及されているカナダ及び国際的な規格を特定する検索ツール、RegWatch もまた調べたいと思うかもしれない。https://alert.scc.ca/rwh/basic_e.jsp を見て下さい。

法的な意味合いの評価

規制を設計する時、省庁は、カナダ司法省（Department of Justice of Canada）からの支援を得て、提案の法的な意味合いを評価し、及びそれが法的に健全なものであることを確実にする責任がある。

したがって、省庁は規制が次の事項にあてはまるものであることを確実にするための方策を講じることが期待される：

- 権限を付与する法律又はその他の法律によって権限を与えられている；
- 1867 年憲法及び 1982 年憲法（カナダ権利及び自由憲章（Canadian Charter of Rights and Freedoms）を含み、並びに第 35 条から発生する先住民及び条約の権利に関連するあらゆる義務の注解とともに）並びに 1960 年カナダ権利章典と一貫性を持っている；並びに
- うまく起草され、及び他の関連する法律、特に「規制の合理化に関する政令の実施」という表題の下で本文書中に言及されているような一般的に適用される法律と共に効果的に運用することができる。

国際的な義務の遵守

省庁は、人権、健康、安全、安全保障、国際貿易及び環境のような分野でのカナダの国際的な義務を尊重すべきである。省庁はまた、規制活動の全ての段階でこれらの義務に関連する対策（provisions）を実施しなければならない。

規制の提案の遵守を確実にするために、省庁は次の機関からの助言及び援助（assistance）を求めるべきである：

- カナダ外務貿易省国際法局 (Legal Bureau of Foreign Affairs and International Trade Canada) – 国際法局は、カナダの国際的な法律上の義務の交渉、作出及び解釈に責任を持ち、規制についてのそれらの義務の解釈及び適用に関する助言を提供する；
- カナダ外務貿易省 (Foreign Affairs and International Trade Canada) - 世界貿易機関 (WTO) 協定及び北アメリカ自由貿易協定 (NAFTA) の実施を含む、カナダの国際貿易上の義務の実施の調整に責任を持つ。
- カナダ司法省 (Department of Justice Canada) – 規制の提案とカナダの国際的な義務の一貫性を含む、法的な事項に関して省庁に助言する責任を持つ専門化した部署及び省としての (departmental) 司法業務を持つ；並びに
- カナダ外務貿易省通商法局 (Trade Law Bureau of Foreign Affairs and International Trade Canada) 及びカナダ司法省は、カナダの国際的な貿易の義務に関する助言を提供する。

技術規制、適合性評価の手続き (conformity assessment procedures) 並びに衛生及び植物検疫措置の設計及び実施についての、カナダの国際貿易上の義務に関連する要件に関する詳しい情報については、省庁は本文書の付属書 B を参照すべきである。

調整及び協力

カナダ政府全体に渡る調整

連邦政府省庁は、カナダ人及び経済への効果を最大限にし、並びに累積的及び意図しない影響を最小限にするために、協力して規制の開発及び実施を行う責任がある。そうするために省庁は次の事を行うべきである：

- 提案される規制に具体的な利害を持つ他の連邦省庁を特定し、及び協議する；
- 規制されている分野における同様の又は関連する規制の要件 – 既存の又は提案されているもの – を特定する；
- 累積影響を最小限にするためにこれらの要件を評価 (assess) し、並びに可能な場合はいつでも補足的及び協力的な手法を開発する；
- 複雑性及び重複を最小限にするために、規制の実施及び管理を調整する。

優良事例：省庁は、規制プログラムの運営 (administration) にサービス重視の手法を適用するよう奨励される。単一窓口サービス (single-window service) の提供のような調整された手法は管理上の負担を削減し、遵守を改善することができる。詳しい情報は、<http://www.iccs-isac.org> で Institute of Citizen-Centred Service のウェブサイトを見て下さい。

州及び準州政府との調整

省庁は、規制の開発及び実施において州及び準州政府と調整を行う責任がある。省庁は次の事を行うべきである：

- 連邦の規制イニシアチブに州及び準州の対応機関（counterpart）を関与させる；
- 同様の又は関連する、州及び準州の要件を特定及び評価（assess）し、並びにいかなる累積影響をも管理し、並びに重複及び対立する要件を最小限にするために関連の所管当局（jurisdictions）と協力をする；
- カナダ国内交易協定（Canadian Agreement on Internal Trade）のようなカナダ政府の政府間協定を遵守する；
- 可能な時はいつでも、要件の相互の認識、コンセンサスに基づく基準の採用及び報告の要件の一貫性などのような協力の取極を開発する；
- 可能な時はいつでも、国内交易を支持及び促進する全国的な基準又は共通の適合性評価の手続きを設定する。

国際協力

省庁は、次により二国間又は他国間の場合を通じて、協力の機会をうまく活用するべきである：

- 国際的な優良事例を見直し及びそれに影響を与える、知識を共有する、国際基準及び適合性評価の手続きの開発及び最新化を採用し、又はそれに寄与する、並びに国際的な対応機関（counterpart）と共に互換性のある手法を開発及び追求する；
- カナダにおける特別の規制の要件又は手法の数を、カナダにおける特別の状況及び長期的にカナダ国民にとっての最大の全体的利益につながる場合に限定する；並びに
- 特に、カナダにおける特別の要件が提案されている時に、その手法の論拠を特定する。

規制の便益及び費用の分析

規制すべきかどうか、及びどのように規制するかを判定する時、省庁は、政府が何もしないことを含めて、規制及び非規制的な手段の費用及び便益を評価（assessing）する責任がある。この分析には、定量的指標並びに費用及び便益を定量化することが難しい場合は定性的指標を含むべきである。これらの影響の分析は、経済的な効率性が唯一の又は最も重要な公共政策の目的でない場合でさえも意思決定者に役立つ情報を与える。

純便益を最大化するための選択肢を評価 (assessing) する時、省庁は次の事を行うべきである：

- 提案された規制及び実現可能な代替案がカナダ国民、企業及び政府に与える、潜在的な良い及び悪い経済的、環境的及び社会的影響を特定及び評価 (assess) する；並びに
- その良い又は悪い影響が、影響を受けるカナダ国内のさまざまな当事者、経済部門及びカナダの地域にわたってどのように分配されるかを特定する。

優良事例：説明責任及び透明性を改善するために、省庁は、重要な提案の定量化できる及び定量化できない費用及び便益に関する会計報告書を作成すべきである。

選択肢の提言

純便益を最大化する選択肢を開発する時、省庁は次の事を行うべきである：

- 累積的な管理上の負担を制限し、並びに意図される政策目的を達成するために必要な可能な限り最低限の費用をカナダ国民及び企業に課する；
- 小規模企業の特別な必要性を考慮し、及びそれらの必要性に対応するために最も負担が少ないが最も効果的な手法を特定する；
- 競争に関する規制的な制限が、公平であること、制限されていること、及び意図される政策目的を達成するために必要なものと釣り合いがとれていることを確実にする；
- 環境、カナダ国民の健康及び安全、並びに競争性、貿易及び投資への規制による有害な影響を防止又は軽減し、並びに良い影響を強化する；
- 軽減及び強化戦略が考慮された後に、残っている有害な環境への影響の範囲及び性質を特定する；並びに
- 環境への影響を長期的に追跡するために必要なフォローアップ手段を特定する。

環境的な影響評価 (environmental impact assessment) を行うための詳しいガイダンスについて、省庁は、政策、計画及びプログラム提案の環境的評価に関する政令 (Cabinet Directive on the Environmental Assessment of Policy, Plan and Program Proposal) を参考にすべきである。

4.5 実施、遵守及び施行のための計画立案

実施のための計画立案

省庁は、規制プログラムを実施するため並びに次の事を含む人的及び財務的諸資源を効果的に管理するための手順を機能させる責任がある：

- 規制の中に提示される承認の手順のためのスケジュールを含み、透明性を持ったプログラム目的を設定し、及び承認の手順のための要件を特定するサービス基準を公表すること；
- 他の省庁及び同じ部門において規制しているカナダ国内の他の政府と共に、実施及び執行の調整の機会をうまく活用すること；
- 遵守及び施行活動を含む、提言された選択肢によって要求される、必要な人的及び財務的諸資源について計画立案を行うこと；並びに
- 規制を実施する責任を担う者が、必要な諸資源、技能及び能力を持っていることを確実にすること。

サービス基準の開発及び評価に関する詳しいガイダンスについて、省庁は関連の財務委員会政策（Treasury Board policies）を参考にすべきである。

遵守及び施行のための計画立案

省庁は、遵守及び施行の戦略を開発し、及び実施することによって、規制の効果を増進する責任がある。これらの戦略は次のとおりである：

- 適切な場合は、規制を管理し、又は遵守しなければならない者を含む、影響を受ける当事者たちと協議の上、開発される；
- 適切な範囲の遵守のツールを使用する；並びに
- 遵守活動の評価（assessing）及び見直しのスケジュール及び手順を提供する。

4.6 規制の測定、評価及び見直し

省庁は、規制がその最初の政策目的を継続的に満たしていることを確実にし、及び継続的に規制の枠組みを更新する責任がある。

業績の測定及び報告

省庁は次の事を行うべきである：

- 公共政策の課題を管理する上で規制の意図された成果を特定し、及び、規制の提案を提出する前に、重要な規制活動についての時間ベースの業績インジケータを開発する；
- 政府、企業及びカナダ国民に可能な限り小さな負担を課する一方で監視及び報告活動が効果的であることを確実にするための方策を講じる；
- 必要に応じて、遵守計画を調整するために使うことのできる業績指標を統合する；並びに
- 既存の規制の成果に関する業績情報を集め、及び時宜に適った方法でこの情報をカナダ国民に提供する。

規制プログラムの評価

省庁は、カナダ国民へ成果を提示するために、財務委員会の評価政策（Policy on Evaluation）の中に設定された時間枠及び周期に従って規制プログラムを評価するべきである。省庁は、適切な場合には、規制プログラムの影響及び複雑さに従って、次の分野を評価する（assess）べきである：

- インプット（例えば、諸資源、命令（mandate）及び実行可能にするための権限（enabling authorities））、活動、効果、規制プログラムの最終的なアウトカム及び報告された成果の達成にプログラムが寄与した程度；
- value for money（例えば、妥当性、効率性及び費用効果）；並びに
- 統制、意思決定及び説明責任の手順、サービス基準並びにサービス提供の仕組み。

規制の枠組みの見直し

省庁は、更新が必要とされる規制の枠組みを特定するために、業績測定及び評価（evaluation）の成果を定期的に評価する（assess）べきである。それが特定されたならば、省庁は次の事に焦点を当てて規制を検討する（examine）べきである：

- 現在の規制の、政策目的を適えるための効果；
- 現在の手法の選択、介入のレベル及び規範性の度合い；
- 使用者にとっての規制の明確さ及び利便性（accessibility）；並びに

- 貿易、投資及び革新を含む競争力への全体的な影響。

5.0 カナダ国民に対する計画立案及び報告の責任

省庁は次の事を行うべきである：

- 次の（数）年の規制の計画及び優先事項を開発する；並びに
- 財務委員会の指針に従って、計画、優先事項、業績及び規制の見直しに関する公表を行う。

6.0 問い合わせ及び詳細情報

カナダ財務委員会事務局 一般問い合わせ

Treasury Board of Canada Secretariat – Public Enquiries

電話： 1-877-636-0656

Email: Info@tbs-sct.gc.ca

ウェブサイト： <http://www.regulation.gc.ca>

付属文書 A： 規制手順に関与する主要な省庁

カナダ財務委員会事務局

カナダ財務委員会事務局（TBS）の規制関連業務部門（Regulatory Affairs Sector）は、省庁が政策及び規制の提案に関して提供する分析が規制の合理化に関する政令（Cabinet Directive on Streamlining Regulation）に提示される約束及び方向と一貫性を持っていること並びに分析が大臣の意思決定を効果的に支持することを確実にする責任がある。規制関連業務部門は、新たな提案、既存の政策及び政府の政策検討課題（policy agenda）の間の政策の首尾一貫性を増進すること（prompting）にもまた責任がある。

規制関連業務部門は次の事を行うよう期待される：

- 規制提案の開発及び政令の実施に関して省庁に助言を提供し、及び支持すること；
- 大臣及び総督の意思決定に責任を持つ閣内委員会が、目前にある課題について意思決定をするために必要な情報を提供するために省庁と緊密に協力すること；
- 規制提案を見直し、規制分析の質について省庁に異議申し立てを行い、及び政令に提

示されている方向が適えられていない場合は助言を行うこと；

- 規制の改革を推進し、及び規制の統制（regulatory governance）に関する専門分野の中心となること；及び
- 政令及びその実施の効果を評価する（assess）こと。

規制関連業務部門は次の事を行うために TBS の他の部門と協同する：

- 規制提案が諸資源の運用管理に適切に対応していることを確認すること；及び
- 省庁へのそれらの規制活動に関連する他の政府管理政策についての助言及びガイダンスを策定すること。

カナダ司法省

カナダ司法省は、権限を付与し、及び立法に従属させるための提案の適法性並びに規制手順の法的要件についての法的な助言を省庁に提供する。

これをする際に、司法省は、起草のサービスを省庁に提供し、及び行政命令法（Statutory Instruments Act）の下で、提案された全ての規制が次のとおりであることを確実にするための検討を行う：

- 作成されるために必要な法的権限を持っていること；
- カナダ権利及び自由憲章（Canadian Charter of Rights and Freedoms）及び 1960 年カナダ権利章典（Canadian Bill of Rights）と一貫性を持っていること；
- 実行可能にするための権限の、普通ではない、又は予期されない利用でないこと；並びに
- 確立されている基準に従って起草されていること。

カナダ司法省はまた、政府の手段、規制の手法、国際基準並びに遵守及び施行手法の適切な使用に関する法的ツール及び助言を省庁に提供する。

カナダ司法省及びカナダ外務貿易省国際法局（Legal Bureau of Foreign Affairs and International Trade Canada）は、国内法における実施を含む、カナダの国際的な法的義務の影響について助言をする責任がある。カナダ司法省及びカナダ外務貿易省の通商法局（Trade Law Bureau）は、省庁に対してカナダの通商法の義務について助言をする責任がある。

枢密院事務局

枢密院事務局の役割は、手段の選択、規制の意味合い並びに本政令及び立法に関する政令 (Cabinet Directive on Law-making) との一貫性に関して、内閣及び法律提案への覚書を評価する (assess) ことである。枢密院はまた、政策の提案が規制的な側面を持つかもしれない場合に規制関連業務部門に報告し、及び関与させる責任もある。

付属文書 B： 技術規制、適合性評価の手続き並びに衛生及び植物検疫措置の設計及び実施の具体的な要件に関する国際貿易上の義務

規制の合理化に関する政令は、助言を求め、及びカナダの国際貿易上の義務を遵守する省庁の責任を設定する。本付属文書は、貿易の技術的障害 (Technical Barriers to Trade) に関する WTO 協定、衛生及び植物検疫措置の適用 (Application of Sanitary and Phytosanitary Measures) に関する WTO 協定並びに北アメリカ自由貿易協定第 7 章「衛生及び植物検疫措置」及び第 9 章「貿易の技術的障害」の中に含まれる技術規制、適合性評価の手続き並びに衛生及び植物検疫措置に適用される、特定の具体的な要件に注意を引きつけるものである。

特に、貿易に影響する技術規制、適合性評価の手続き並びに衛生及び植物検疫措置に関しては、省庁は次のことを行うべきである：

- 可能な場合は、設計又は記述された特性よりもむしろ、業績の観点から技術規制の要件を明細に述べること；
- 他国の技術規制及び適合性評価の手続きが、もし異なっても、それらが意図された規制目的を達成し、国内の技術規制及び基準との適合性と同水準の保証を与えるならば、それらを同等のものとして受け入れるよう考慮すること；
- 技術規制及び適合性評価の手続きによって、ひとつの管轄区域の生産物が他の管轄区域の同様の生産物よりも不利に扱われないことを確実にすること；
- 衛生及び植物検疫措置が、科学的な原理及び証拠に基づいていること、それらが、同一の又は同様の状況が広がる他の管轄区域に対して独断的な又は不当な差別をしないこと並びに国際的な基準、指針又は提言が存在する場合はそれらに基づいていることを確実にすること；
- 他国の衛生及び植物衛生措置が、もし異なっても、それらがカナダの衛生又は植物検疫保護の適切な水準を達成するならば、それらを同等のものとして受け入れること；
- 入手可能な国際基準、指針及び提言が意図された規制目的を達成している場合は、そ

れらを技術規制及び適合性評価の手続きの基盤として使うこと；

- 技術規制の要件に対する適合性評価を行う時並びにひとつの管轄区域の被規制者たち及び生産物が他の管轄区域のものと同種の状況にある時は、他の管轄区域のそれらを不利に扱わないこと；
- 適合性評価の手続きに関する苦情を見直す手順を整え、正当化された時は是正行動を取らなければならない；並びに
- 最低 75 日間のコメント期間中に、国際貿易に影響を与えるかもしれない技術規制、適合性評価の手続き、並びに衛生及び植物検疫措置の新たな又は変更された提案を公表し、受け取ったコメントを考慮に入れること。

第3節 費用便益分析

費用便益分析については、カナダ費用便益分析ガイドが2007年10月に出されている。このガイドにおいては、政府介入の必要性は、市場の失敗で説明している。また、影響分析を5段階に分けて行うことを説明している。その5段階は、1 課題、リスク及びベースラインシナリオの特定、2 目的の設定、3 規制及び非規制的な選択肢の開発、4 便益及び費用の評価、5 説明陳述書の作成となっている。

また、定量化された便益が費用を上回っていることが必要であるが、どうしても定量化できない費用便益があれば、定性的な説明がなされることもあるが、それはまれであるとのことであった。

以下は、第2節と同じく、財務委員会事務局規制関連業務部門 John Giraldez 上級政策分析官から聞き取ったものである。

1 新しい費用便益分析ガイド

先週、新しい費用便益分析ガイドを出したところである。もう今、既に発効している。TBS が規制を受け取る時には規制影響分析が行われていなければならない。我々はこのガイドとその分析内容を比較して我々の期待に沿っているか否かを見るわけである。これはあくまでもガイドであるから、少々道すがらがそれでもかまわないが、そのようなものについてはその理由などを問うことになる。

この指針の開発には2年間かかった。クイーンズ大学や省庁間の委員会などと共に作業にあたった。このような形で広範な協議をしたので、省庁間でもコンセンサスは得られている内容である。このプロジェクトを先導したのは私である。

このガイドでは、5つの段階に分かれている。ここには、課題、リスク、ベースラインの特定、と書かれている。これが第1段階であり、リスク分析は非常に重要である。省庁でよく行っていないことがある。リスクレベルを定量化することができなければ、その便益も定量化することができない。

そして次は、目的の設定、つまり規制によって達成したいのは何かということである。そして、我々は省庁に対して、分析の中で規制的及び非規制的な選択肢を考えるように求めている。そしてそれらの選択肢の費用と便益を見つめてみるということである。そして今は説明陳述書もここに入れてもらうよう準備をしている。

説明陳述書とは、便益、費用、定量化、費用効果、1年度、2年度、3年度にわたって影響を記述するもので、これは20年、100年と付けてもよい。例えばリスクの影響の評価のように、金額に換えられない又は定量化できないという場合もある。

それから、我々が注意しているのは、異なった利害関係者の分析である。ビジネスへ

の影響、消費者、政府、環境又は地域上の分布、例えばケベックとか、を書くことになっている。現在私が作業しているのは、このような説明陳述書を統合化して新しい RIAS の方に入れる準備である。透明性を持たせたいのである。

2 定量的及び定性的リスクアセスメント

リスクアセスメントは、定量的に評価するもので比べるが、もし定量的に測れない場合は、その一覧を表示するよう求める。

規制の合理化に関する政令には、分析には定量的指標を含むこと、と書いてあるが、費用及び便益が定量化できない場合には定性的指標を使うように、とされている。

その場合に、定量的にはベネフィットがコストを上回らないけれども、定性的なものを考慮すれば便益の方が上回るというような説明で、この規制を提案することまで許している。

具体的には、予防的措置というものがあって、状況によっては、見解を支持するための根拠が十分になくても、カナダ人を守るために政府として規制すべきだと懸念されるようなものがあるだろう。また、費用と便益の分布について、定量的には費用が便益を上回っていても、定性的には便益が上回っているのではないかという議論が持ち出されることもある。ただ、それはまれである。通常は規制を決定する時、費用が便益を上回っている場合は認められない。このような場合は極めて注意して RIAS を書かなければならない。政治的理由が背景にあるという場合もある。特に農業の場合は。

定量化されている費用便益だけ見てはいけない、それ以外のものも見ないと、ちゃんとした費用便益の議論にはならないということは、そのとおりである。

費用便益はこの政令の中の 1 つのセクションなのである。現在の世代とこれからの将来の世代に対しての全体的な便益を見ているわけである。

それが定量化されない可能性があるということであり、特にセキュリティーなどに関しては定量化できないケースであろう。また、社会的な項目について定量化できないものもある。例えば国の統合とか。

そういう場合は、そういう便益があるよというのを書いて、TBS に各省庁が持ち込んでよい。しかしその場合は、我々は注意深く審査する。公共の利益とは全く結びつかないものもあるので。いい内容だなと思われるものであっても、押し返す時もある。

本当のところを言うと、彼らは、やはり中心的な機関が監督するということをあまり望んでいない。AAFC であろうと何であろうと、自分が望むような規制を持ちたいのである。公共の利益にはならないかもしれないけれども、農業部門を守る、又は食品部門を守るための規制を開発したいのである。

しかし、意思決定は恣意的にできるものではないから、これを正当化しなければならない

い。その協議の中で、さまざまな機関 (institution)、大学及び利害関係者による審査が行われ、その結果として、その規制を実施しないよりは良いということになる。

3 政府介入の正当化

英国では、市場の失敗や公正性を実現するために、あるいはそれに対応するために政府の介入が必要になると、だから、政府の介入を正当化するものはそういった場合にほとんど限られるとのことであるが、閣議で合意された規制の合理化 (Streamlining of Regulation) の中に市場の失敗は入っていない。これは経済的な概念、少々哲学的でもあるかと思う。これは費用便益のガイドにはならないだろう。(このことについては、ガイドの中に政府介入の必要性の項目があり、彼の議論はこれと違っているのではないかと思われる。)

他の国において、市場の失敗が政府の介入の正当化の理由になっているケースがある。市場がほとんどこのような問題に対処できるが、最後の手段として政府の介入があるという哲学的な見解がある。私はグループの中で唯一の経済専門家なのでほとんどの人はこのような概念は理解できないと思う。彼らにはまず、非規制的な選択肢を見てほしいと思っている。例えば、市場の制度を作るために財産権を変更することを考えてみるとすると、政府による介入がより良い手段だと正当化されたのなら、我々もそれを受けるだろう。

英国及びアメリカ合衆国で市場の失敗について話しているのは知っている。しかし、実用性を考えるとそれがどれほど使われているかは分からない。例えば、医療システムは市場の失敗だと議論することができるかもしれない。世界で一番高価なシステムになっていて、4000 万人が医療を受けられない、それでもまだ介入していない。

もう一つは、市場の失敗だけではなくて、英国では公正性の観点を言っているとのことであるが、それについては、説明陳述書で、公正性の問題が分かってくる。規制には、それによって特をする人と損をする人の両方が出てくるのである。両方に便益がある場合も時々はあるが、いつもそうではない。

省庁が問題を見つけた場合、それに対処するためのさまざまな選択肢を考えてみる。

最初に、自発的にできるようなシステムはないのかということが考慮される。例えば教育や研究などである。もしそれがうまくいかない時は、より強い規制又は政策ツールを使って、例えば環境の問題、農業問題又は健康の問題などに対処するために助成金を使うかもしれないし、又は規制の選択肢が考慮されることもある。通常は両方を使う。

規制の選択肢を選ぶ場合は、規制の選別の枠組みを完成する必要がある。規制の選別の枠組みの結果に基づいて規制的な分析がされ、これには利害関係者との協議、国際的な規制の協力、業績指標及びサービス基準の設定、並びに費用、便益及びリスク評価の見積も

りが含まれる。

その間に、規制の開発も行われる。この規制は司法省の審査を経た後に RIAS を完成させ、大臣の承認をもらってから財務委員会に提出されて最終的な承認を得ることになる。

例えば、カナダである問題があったとする。例えば市場の失敗があったとしよう。財産権を通して市場を修正することができれば、その選択肢の方がおそらく、政府による介入よりも、大きな純便益につながるだろう。我々は省庁に、政府のツールより先に考えるものとして市場を利用してほしいのである。我々は「市場の失敗」という言葉は使わない。最後に結局は同じアウトカム又は解決法にたどり着くとは思っているのであるが。

規制を提案する際には、まず、公共の問題を特定し、及び評価 (assess) しなければならない。その1つの問題として、市場の失敗というのがあり得るわけである。例えば食品の安全の問題があるということであれば、まず業界に対して、「この問題を直せませんか」、「こういう問題がありますよ」と伝え、市場の方でその対処をさせる。市場が対処しない場合には政府が介入するということになる。

そこで政府は目的を設定する。例えば、大腸菌のレベルをこれぐらいまで削減する、というような目的である。死亡率、活動又は汚染の削減というようなこともあり得るだろう。

「測定可能な目的を」と書いてある。以前は、内容としてはとてもいいことが書かれていたが、具体性に欠けていた。

例えば法律に関連するものなど、特定の状況がある。法律制定には限界があるし、憲法上の権限の範囲は州政府、連邦政府それぞれに違う。政治的な状況もあるし、社会的、倫理的な状況もある。経済も関係してくる。

このような経済、社会、政治的な枠組みというものがあって、それと連動しなければいけない。そして、これらの条件を満たした上で便益が費用を上回るという科学的な正当化がされてやっと規制が作られるのである。関係省庁にとって、規制を開発するというのは非常に難しいことで、ある場合には10年かかってしまうこともある。

第4節 規制提案の選別

2006年5月に規制提案の選別のための枠組み（Framework for the Triage of Regulatory Submissions）（本節の後に掲載）が、枢密院事務局（Privy Council Office）から出されており、規制を実行すべきかどうかについて、その影響の大きさを低、中、高の3段階に分け、それに応じて影響評価の実施方法を変えることとしている。

また、緊急事態（カナダ人の衛生、安全保障、経済又は環境に差し迫った深刻なリスクがある時としている。）には、迅速化された手順として、規制の選択のための質問表の作成を行わないで規制を実施することが許される。

以下は、第2節と同じく、財務委員会事務局規制関連業務部門 John Giraldez 上級政策分析官から聞き取ったものである。

1 影響の大きさによる規制の選別

我々は世界で最も進んだ、規制の選別の枠組みを持っているのではないと思う。

これは私のプロジェクトの1つである。ここでの枠組みの主なものは、質問事項である。我々は1年間に300～400ぐらいの規制の提案を受けるが、まず省庁には分析、協議及び一般的な規制開発に努力を注いでもらいたいと思っている。規制の影響によく見合ったものなのかどうかということを考慮してほしいということである。影響が非常に小さいと思われるような規制は望ましくない。

我々はこれらの13の質問に基づいて規制のレベルを低、中、高の3つに分けている。健康及び安全、環境、規制に関連する節約及び費用、企業への影響、雇用、国際的な競争力、国際的な貿易協定に適っているか否か、社会的な影響、例えば、ある州のような特定の地域への効果、公共の安全への影響、利害関係者による反対又は論争、他のレベルの政府による活動との一貫性及び法律上の問題がないか、というのがこの13の質問の内容である。

これらの質問に対して、低、中、高のいずれかの答を選び、その理由を添えなければならない。そして、それを全部最後に合計する。全部「低」であれば、これはレベル「低」の提出となり、「中」の答が多いものはレベル「中」の提出になる。そして、1つでも「高」の答があれば、これは「高」レベルの提出事項になる。これが完了すると、省庁が承認をして財務委員会事務局に持ってくる。そして、我々が承認をする。これが第1段階である。

そしてこれを使って、どのような作業が必要かということ判断するわけである。これは全体的な影響を見るだけでなく、どこに影響があるのかということを見ることができる。健康なのか、環境なのか、経済なのか、社会なのかということで、そこに焦点を当てていけばよい。

その結果によって規制影響分析陳述書（RIAS）が変わってくる。これは2006年7月1

日に始められたところ、我々が当初受け取ったものの50%は「低」であった。約40%が「中」、そして約10%が「高」であった。50%を占めた「低」の提出物はRIASも簡単なもので定量的な費用便益分析がない、そして10%の「高」の方は詳細なRIASが作成され、満足できる定量的な費用便益分析が行われたものであった。

2 緊急事態への対応

緊急事態の場合は、RIASも選別の質問表も作成しなくてよい。通常は関係省庁が我々のアナリストに連絡をして、できる限り早く動くための方法を考える。数日で行われることもあり得る。通常のシステムを通さずに進められる。

これは交渉であり、非常に短いRIASにするとか、省庁と我々が話して決めることで、内容による。すべてを定量化するというようなことはやっていられないので、事態にできるだけ早く対処するということである。これは法律ではなく、また法律の拘束も受けない。なぜならば、これは政令による要件だからである。だから内閣で、規制影響分析のシステムを通さずに進めるという柔軟性を持っているのである。

特に緊急のときに、規制を作るのに2年かけてほしいなどとは思っていないので。

BSE、狂牛病が発生したときは食品への牛肉由来の調味料の使用が禁止されたことがあったが、その時はRIASが求められた。しかし、そういう場合は1日か2日ぐらいで完成させる、という簡単なもので、入手可能な情報をとにかくかき集めて、承認を得るために出すという感じであった。

そのような場合は、省庁の大臣及び財務委員会の承認で実施できる。

緊急事態の場合もやはりすべての手順を通過しなければいけないが、すべてが早く行われて、かつ集約された形で行われているわけである。

この場合、規制を実施した後に、RIAの手順をすべて再実施するようなことはない。緊急事態が終わった後、再評価をし、これを通常の流れに戻していく。

緊急事態が一応収まった後、その規制について、全ての面を再評価する。プログラム、規制、緊急事態が発生した原因及びシステムがうまくいかなかった場合はその原因を、同じようなことが再発しないように全てを再評価する。しかし、状況にもよるので、再評価をしない場合もある。

危機的な状況下で規制を実施した場合、問題は去っても、規制を変えないということもある。

ライフサイクルという手法を考えようと言っているのはそういうことで、前の規制も含めてどうだったかということを考えようということなのである。

資料

規制提案の選別のための枠組み
(Framework for the Triage of Regulatory Submissions)

2006 年 5 月 31 日

枢密院 規制関連業務課
(Regulatory Affairs Division, Privy Council Office)

目次

序文

規制の選別のための論拠

規制の選別の枠組みは誰が使うのか

質問表

重要性のレベルの見積もり

段階ごとの選別手順

附属文書 1

附属文書 2

序文

規制提案の選別のための枠組み（選別の枠組み）は、規制の提案を「低」、「中」、「高」の重要性のレベルに体系的に分類することによって、一貫性のある、オープンな及び透明な選別手順を通して、連邦の規制提案をその重要度に準じて取り扱うことを試みる。これは、2004 年の規制手順ガイド（Regulatory Process Guide）の中の「主な」（major）及び「重要な」（significant）規制の定義に代わるものである。

選別の枠組みは、比例の原則に導かれるものである。政府が、可能な限り効率的及効果的に公的諸資源（public resources）を使わなければならないことを前提に、規制の提案のために行われる分析の努力は、規制しないことによる予期される影響を含む、カナダ人への予期される影響レベルと釣り合いのとれたものであるべきである。

枠組みの完全な審査（review）は実施から 1 年後に行われる。枠組みの実施は、規制関連業務課（Regulatory Affairs Division）のアナリストによって厳重に監視される。

規制の選別のための論拠

連邦規制当局は現在、重要性又は潜在的な影響と調和した規制の提案に要求される努力及び分析のレベルを達成しようと努力している。しかし、これはその場限りであり、明確に定義された重要性の区分又は分類のための基準なしに行われている。規制手順を監視する又は規制手順に参加する者たちは、RIAS（Regulatory Impact Analysis Statement）にまとめられた分析の深さ及び質は非常にむらがあり、あまり重要でないものが過度に分析されたり、その一方で非常に重要なものが不十分な分析をされたりするかもしれないという意見に賛同する。

また、The External Advisory Committee on Smart Regulation は、2004 年 9 月の報告の中でつりあいを取ることの必要性に気づいている。¹ これによって、より明確に定義された「段階」（tiers）及び分類のためのより良い基準の必要性が確認された。したがって、新たな規制政策が、リスク及び影響のレベルのような事柄に適合するための手続的な要件に狙いをつけ（target）、又は（それを高、中、低の）段階に分ける（tier）こと並びに「重要でない」、「重要」及び「非常に重要」の定義をするための指針を開発することが提言された。

アメリカ合衆国及びオーストラリアを含む、経済協力開発機構（OECD）の他の国々は、行

¹ External Advisory Committee on Smart Regulation, Administrative Procedures. 2004 年 5 月、Smart Regulation: A Regulatory Strategy for Canada. p.50. www.smartregulation.gc.ca より入手可能

政効率を改善し、及び分析の取り組みが、規制提案の潜在的な影響の重要性にふさわしいことを確実にするために、正式な選別の制度をすでに使用している。アメリカ合衆国及びオーストラリアは、正式の及び体系的な（高、中、低の）段階分け（**tier**）の手法は、規制の諸資源をより効率的に使うための貴重なツールとなることに加えて、市民、業界の利害関係者、国会議員及びその他の意思決定者の情報の必要性により良く適合することができることに気づいた。²

このようにして、規制関連業務課（**RAD**）は規制省庁の参加を得て、規制制度の効率性及び効果並びに結果として生じる便益を改善するために選別の枠組みを開発したのである：

- 政府、社会、経済及び環境への影響レベルのような基準の使用は、提案のより体系的な分類を可能にし、関心のある当事者に対して、意思決定を形づくる手順及び考慮をより明確で、透明性があり、及び予測可能なものにする。
- 規制分析のレベル及び質は、連邦政府及び規制提案の全体にわたって一貫性を持っている。
- この枠組みは、短縮された **RIAS** 及びもしかすると官報の事前公表（**pre-publication**）の免除を通して、重要性の低い提案に対する規制手順を合理化する。
- **RAD** 及び省庁の双方にとって、規制の選別を早期に使用することは、より協力的な手法を生み出し、各省庁共通のものの見方（**horizontal lens**）が適用されることを確実にし、及び規制省庁がうまく機能する助けとなる、又は少なくとも、手順の中の早い段階で各省庁共通の課題（**horizontal issues**）若しくは障害（**barriers**）を特定することに役立つ。
- この枠組みは、影響評価の非常に早い段階、つまり、規制の選択肢が詳細にわたって分析される前にもまた役に立つことが分かるかもしれない。その上、枠組みによって提供されるふるい分けの質問は、分析の取り組みの焦点を最も懸念される分野に当てることによって、省庁の担当官が手段の選択の分析（**instrument choice analysis**）を改善する一助となることができる。
- これは、規制が導入された時及びそのライフスパンを通して定期的に、どのようにして規則を良い統治の基準と対照させて評価すれば良いか（例：意図された政策目的が満たされていることを確実にするために監視されるべき重要な影響及び実施課題を強調することによって）についての見識もまた提供するかもしれない。
- この枠組みは、計画期間中に実施が予定されている、「大きな」又は「重要な」規制のイニシアチブの特定を要求する、計画及び優先事項についての報告（**Report on Plans and Priorities**）のような議会報告文書の中で、規制のイニシアチブを特定するために

² OECD. 1999 Regulatory Reform in the United States: Government Capacity to Assure High Quality Regulation; Steve Argy and Matthew Johnson. 2003 Mechanism for Improving the Quality of Regulations: Australia in an International Context. 職員の調査報告書

使うこともまたできるかもしれない。

選別の枠組みは誰が使うのか？

選別の枠組みは、総督（Governor in Council）による承認のための考慮がされる規制の提案の開発に関与する人々に使われるように意図されている。

質問表

重要性のレベル（付属文書 1）を設定する助けとなるように、提案の予期される影響（良い影響及び悪影響の両方）についての 13 の質問を含む質問表が作成されている。これらの質問は、衛生及び安全、環境、経済、社会及び倫理、安全保障及びその他の影響の 6 つに分類されている。これらの質問は、徹底的な分析を必ずしも必要としない、すぐに入手できる情報又は利害関係者との協議に基づいて取り組むべきである。提案された規則とその他の規則との累積影響もまた考慮されるべきである。

重要性のレベルの見積もり

重要性レベル

13 の質問のそれぞれに対して、規制者は提案の予期される影響を評価し、3 つの欄の中のひとつにその結果を記す。

- もし回答が第 1 欄に当てはまるのなら、提案はその質問に対して低い重要性の点 (mark) を得る。
- もし回答が第 2 欄に当てはまるのなら、提案はその質問に対して中程度の重要性の点を得る。
- もし回答が第 3 欄に当てはまるのなら、提案はその質問に対して高い重要性の点を得る。

低い重要性

重要性が低い提案は一般的に、国民に受け入れられる、定常的 (routine)、性質的に管理上のもの、又は経済、人の衛生及び安全、社会及び倫理、安全保障、環境その他における悪影響がごくわずかであると認められるものである。多くの場合、RAD は官報への事前公表 (pre-publication) の免除についての大臣への提言を支持するだろう。

もし提案が 13 の質問全てにおいて低い重要性の点を示すのなら、その重要性は低く、RIAS は付属文書 2 に提供されている、短縮された RIAS を使って作成される。

中程度の重要性

中程度の重要性の提案は、環境、経済、政府、社会及び倫理、安全保障並びに人の衛生及

び安全に影響を与え、並びに目標母集団（例：産業及び小規模企業）にいくらかの費用又は節約を課するかもしれない。

もし提案が 13 の質問のいずれかに中程度の（重要性の）点を得るのなら、その提案は中程度の重要性を持つ。このような提案は、現在の RIAS の形式の対象となり続ける。中程度の点を得た分野に対しては、すぐに入手できるあらゆる定量的な（測定指向の）情報によって支持される定性的な（記述指向の）分析が提供されなければならない。

高い重要性

重要性が高い提案は、環境、経済、社会及び倫理、安全保障、衛生及び安全並びに利害関係者（例：産業及び小規模企業）に対する大きな費用又は節約に対する非常に大きな影響を伴う。

もし提案が 13 の質問のいずれかに高い（重要性の）点を得るのなら、それは高い重要性を持つと考慮される。そのような提案は、現在の RIAS の形式の対象となり続ける。中程度の（重要性の）点を得た分野に対しては、すぐに入手できるあらゆる定量的な情報に支持される定性的な分析が要求される。影響を定量化することが可能でない場合を除いて、高い（重要性の）点を得た分野に対して定量的な分析も求められ、そして次に、定性的な分析が要求される。

緊急事態

緊急事態 — カナダ人の衛生及び安全、安全保障、経済又は環境に差し迫った深刻なリスクがある時 — には、政府が時宜に適った方法で対処することができるように、迅速化された手順が要求されるかもしれない。そのような場合には、RAD に連絡をした後で、選択の質問表が不要であると判定されるかもしれない。

段階ごとの選別手順

- | | |
|------|---|
| 段階 1 | 規制開発手順の最も早い機会において、規制当局は、選別の質問表（付属文書 1）を計画中の提案に適用する。 |
| 段階 2 | 規制当局は選別の質問表を担当の RAD 分析官に提出する。この様式書は、規制の提案に責任を持つ director（又はそれより上位の者）によって署名されなければならない。 <u>省庁が RIAS を起草するための分析を始める前に RAD 分析官がインプットを提供することができるように、この様式書は規制開発手順において可能な限り早期に完成され、及び RAD に送付される必要がある。</u> |
| 段階 3 | 規制当局及び RAD は、中心的機関の異議申し立て機能（challenge function）の重要な部分として、提案の重要性のレベル及びそれに適切な |

RIAS の形式に合意し、及びそれらを確認する。

段階 4

1. 重要性が低い提案については、短縮された RIAS（付属文書 2）が作成されるかもしれず、多くの場合、RAD は事前公表（pre-publication）の免除についての大臣への提言を支持するだろう。

2. 重要性が中程度の提案については、十全な RIAS が要求される。中程度の（重要性の）点を得た分野に対して、すぐに入手できるあらゆる定量的な情報によって支持される定性的な分析が提供されなければならない。

3. 重要性が高い提案については、十全な RIAS が要求される。中程度の（重要性の）点を得た分野に対して、すぐに入手できるあらゆる定量的な情報に支持される定性的な分析が要求される。影響を定量化することが可能でない場合を除いて、高い（重要性の）点を得た分野に対しても定量的な分析が求められ、そして次に定性的な分析が要求される。

規制当局は、最初の評価から結果が変わったことを発見次第、選別の質問表（段階 2）を担当の RAD 分析官に再提出すべきである。

第 4 段階の後、規制の手順はその方針に沿って進められる。

付属文書 1

選別の質問表は、省庁が **RIAS** を起草するための分析を始める前に RAD 分析官がインプットを提供することができるように、規制開発手順において可能な限り早期に完成され及び RAD に送付される必要がある。

中心的機関の異議申し立て機能の重要な部分として、これらの質問は、徹底的な分析を必ずしも必要としない、すぐに入手できる情報又は利害関係者との協議に基づいて取り組むべきである。提案された規則とその他の規則との累積影響もまた考慮されるべきである。本文書中の「影響」(impact) という言葉の使用は、良い及び悪い影響の両方に言及する。関連がある場合は長期的な影響もまた考慮されるべきである。本様式書を完成させる上でのいかなる質問又は懸念事項であっても、それに関して RAD 分析官に連絡すべきである。

選別の質問表は、規制の提案の潜在的な影響を判定するための最初の見積もりとして意図されていることに留意すること。これは拘束力を持つものではなく、新たな情報が入手可能となり、並びに追加的な分析及び協議が完成されるにつれて、以前に評価された影響のレベルが変わるかもしれない。規制当局は、最初の評価から結果が変わったことを発見次第、選別の質問表（段階 2）を担当の RAD 分析官に再提出すべきである。

規制提案の選別のための枠組み 一質問表				
規制の提案の題名：				
付与権限：				
説明：				
規制の提案を RAD に提出するおおよその年月日：				
緊急事態：カナダ人の衛生及び安全、安全保障、経済又は環境に差し迫った深刻なリスクがある時には、政府が時宜に適った方法で対処することができるように、迅速化された手順が要求されるかもしれない。そのような場合には、省庁は RAD と協議することが期待される。				
影響		低	中	高
衛生及び安全				
1	衛生又は安全のリスクへの影響	低	中	高
もし規制の提案が衛生又は安全に対して影響を持たないか、又は最小限の影響があると予想されるなら、それは「低」の点を得る；もしそれがいくらかの影響（例えば、治療又は入院の遅延又は必要性を削減する）をもたらすと予想されるなら、それは「中」の点を得る；及びもしそれが身体的な健康又は生命に重要な影響をもたらすと予想されるなら、それは「高」の点を得る。				
論拠：				

環境				
2	環境への影響	低	中	高
もし規制の提案が環境に対して影響がないか又は最小限の影響があると予期されるなら、それは「低」の点を得る；もしそれがいくらかの環境に対する影響をもたらすかもしれないなら、それは「中」の点を得る；もしそれが重要な環境に対する影響（例：傷つきやすい生態系への不可逆の危害又は損傷）をもたらすかもしれないのであれば、それは「高」の点を得る。				
論拠：				
経済				
3	政府、産業、消費者及びその他への直接的な総費用又は節約合計の現在価値	\$0～\$1000 万	\$1000 万～\$ 1 億	\$1 億超
又は	政府、産業、消費者及びその他への年間総費用又は節約	\$0～\$100 万	\$100 万～\$1000 万	\$1000 万超
政府の費用又は節約には、新しい規則及び過去の収益に関連する監視、管理、施行、一般の管理及び間接経費（例：課税の免除）が含まれる。これらには、交易の許可（tradable permit）及び資本費用の引当金（capital cost allowance）のような、誘因を与える（incentive-based）規則に関連する費用又は節約もまた含まれる。現在価値は、少なくとも 10 年間の予想及び 8%の割引率に基づいているべきである。				
論拠：				
4	総収益の割合としての、あらゆる単一企業の年次法令遵守費用又は節約	0%～1%	1%～5%	5%超
又は	ビジネスへの影響	低	中	高
ビジネスへの影響は、財務費用又は節約の増大だけに限られず、生産性、競争、革新、ビジネスリスク、売上/収益、市場シェア、負債、商標設定、著作権/特許、流動性、人材、価格、物流、商品及びその他に対する他の影響もまた含み得る。				
論拠：				
5	部門全体の労働力の割合としての失われた又は得られた職	0%	0%～1%	1%超
又は	雇用への影響	低	中	高
もし規制の提案が雇用に対する影響を持たないか又は無視し得るのであれば、それは「低」の点を得る；もしそれが部門全体の労働力の 1%までのいくらかの失職又は雇用をもたらすかもしれないなら、それは「中」の点を得る；もしそれが部門全体の労働力の 1%を超える失職又は雇用をもたらすかもしれないなら、それは「高」の点を得る。				
論拠：				

6	カナダの企業又は部門の国際的競争力への効果	0%～1%	1%～5%	5%超
又は	国際的競争力への影響	低	中	高
もし規制の提案が競争力に対する影響を持たないか又は無視し得るのであれば（例：カナダのビジネスにとって国際市場シェアの0%から1%の逸失又は獲得）、それは「低」の点を得る；もしそれがいくらかの影響（例：カナダのビジネスの国際市場シェアの1%から5%の逸失又は獲得）をもたらすかもしれないなら、それは「中」の点を得る；もしそれが重要な影響（例：カナダのビジネスの国際市場シェアの5%を超える逸失又は獲得）をもたらすかもしれないなら、それは「高」の点を得る。				
論拠：				
7	国際貿易の協定若しくは義務、又は国際関係を満たし、又は遵守している	低	中	高
もし規制の提案が国際貿易の協定若しくは義務、又は国際関係を満たし、又は遵守しているなら、それは「低」の点を得る；もし軽微な不遵守があるなら、それは「中」の点を得る；もしそれが遵守していないかもしれないなら、それは「高」の点を得る。				
論拠：				
社会的				
8	社会的影響	低	中	高
もし規制の提案が社会的影響（例えば、人々の生活様式、文化、地域共同体、政治体制、健康、人権及び財産権、恐怖及び望みに変化を与える又は倫理的な問題を生じる）を持たないか又は無視し得るのであれば、それは「低」の点を得る；もしそれがいくらかの社会的影響をもたらすかもしれないなら、それは「中」の点を得る；もしそれが重要な社会的影響をもたらすかもしれないなら、それは「高」の点を得る。脆弱な社会及び経済グループ（例：先住民、低所得カナダ人、性別、子供、高齢者、文化的集団及び最近の移民）に対して特別な配慮がされるべきである。				
論拠：				
影響の地域分布				
9	カナダの特定の地域への効果	低	中	高
もし規制の提案がカナダの特定の地域（例：先住民共同体、遠隔地及び農村地域又は都市）に対する影響を持たないか又は無視し得るのであれば、それは「低」の点を得る；もしそれがいくらかの局所的な影響（例：2～3の農村地域共同体への影響）をもたらすかもしれないなら、それは「中」の点を得る；もしそれが大きな地域的影響をもたらすかもしれないなら、それは「高」の点を得る。				
論拠：				

公共の安全				
10	公共の安全への影響	低	中	高
もし規制の提案が公共の安全（例：国家の安全及び安全保障、輸送及び旅行の安全、犯罪活動の取締り、緊急事態及び災害、家族及び家庭の安全、財務上の安全、インターネットの安全、生産物/消費者の保護、レクリエーションの安全、学校の安全、いじめ問題及び職場の安全）に影響を持たないか又は最小限の影響があるのなら、それは「低」の点を得る；もしそれがいくらかの影響を持つなら、それは「中」の点を得る；もしそれが重要な影響をもたらすかもしれないなら、それは「高」の点を得る。				
論拠：				
その他の影響				
11	論争又は反対	低	中	高
もし提案が議論を呼ぶものでなく、政治/ロビー団体を含む全ての主要な利害関係者団体によって支持されているなら、それは「低」の点を得る；もしそれがわずかに論議を呼ぶもので及び/又はある利害関係者によって反対されているなら、それは「中」の点を得る・しかし、もし提案が高度に議論を呼び、ほとんどの利害関係者によって反対され、及び/又は大きな反対に直面するなら、それは「高」の点を得る。				
論拠：				
12	他の連邦省庁又は他のレベルの政府によって実行/計画された活動を妨げ、又は一貫性がない	低	中	高
もし規制の提案が他の連邦省庁又は他のレベル（州、準州、先住民又は地方自治体）の政府によって実行/計画された活動に影響を持たず、及び一貫性があるなら、それは「低」の点を得る；もしそれが軽微な不一致又は妨害（これは、権能（mandates）が重複している時に起こり得る）をもたらすかもしれないなら、それは「中」の点を得る；もしそれが大きな不一致又は妨害をもたらすかもしれないなら、それは「高」の点を得る。				
論拠：				
13	今までにない法的/政治的課題を提起するか、政府にとって新たな活動分野にあるか、又は前例を作る	低	中	高
もし規制の提案が、今までにない法的/政治的課題を提出しないか、政府にとって新たな活動分野にないか、又は前例を作らないなら、それは「低」の点を得る；もしそれがいくらかの今までにない法的/政治的課題を提起するか、政府にとって新たな活動分野にあるか、又は重要な前例を作るのなら、それは「中」の点を得る；及び、もしそれが今までにない大きな法的/政治的課題を提起するか、政府にとって全く新たな活動分野にあるか、又は大きな前例を作るかもしれないなら、それは「高」点を得る。この質問に答えるためには、				

この規則の即座の影響 (immediate impact) 及び将来の規則及び政策の開発にどのように影響する可能性があるかを考慮する必要がある。例えば、小額の補助金を提供する規制の提案は、将来及びより大きな補助金の前例を作るかもしれない。

論拠：

合計（低・中・高の合計数を加える）			
重要性のレベル			

規制の提案の重要性のレベルを見積もるために、次の基準を用いること。

- 低度の重要性：もし提案が全 13 問に対して低度の重要性を示したのであれば、その重要性は低い。重要性の低い提案に対しては、短縮された RIAS を完了させてもよく（付属文書 2）、多くの場合、RAD は事前公表 (pre-publication) の免除についての大臣への提言を支持するだろう。
- 中程度の重要性：もし提案が 13 問の中のいずれかに中の箇所にて点を得たのなら、その提案の重要性は中程度である。そのような提案は、現在の RIAS 形式の対象となり続ける。中程度の点を得た分野について、すぐに入手できるいかなる定量的な（測定指向の）情報によっても支持される定性的な（記述指向の）分析が提供されなければならない。
- 高度の重要性：もし提案が 1 つ又はそれ以上の高の箇所に点を得たのなら、それは重要性が高いと考慮される。そのような提案は、現在の RIAS の形式の対象となり続ける。中の箇所に点を得た分野に対して、すぐに入手できるいかなる定量的な情報にも支持される定性的な分析が要求される。影響を定量化することが可能でない場合を除いて、高の箇所に点を得た分野に対しても定量的な分析が求められ、そして次に定性的な分析が要求される。

省庁連絡先氏名及び住所： _____
 （署名は不要）

Director 又はそれより上位者の署名： _____
 年月日： _____

RAD 分析官署名： _____
 年月日： _____

付属文書 2³

重要性の低い RIAS のためのひな型草案

(中程度及び高い重要性の提案は、選別の質問表に従って、影響が最も重要だと予期される分野のより徹底的な分析と共に、現在の RIAS の対象となり続ける。)

規制影響分析の陳述

(この陳述は提案された規制の一部ではない。)

省庁

提案の題名

法定権限

考慮のための提出

事前公表

XXX 大臣

RIAS には要求される 4 つの項目がある

- 説明
- 代替案
- 協議
- 連絡先

³ 詳しい情報は、RIAS Writers Guide (www.pco-bcp.gc.ca/raoics-srdc/default.asp?Language=E&Page=Publications&Sub=Current) を参照のこと。

RIAS の現行版についてのひな型⁴

規制影響分析の陳述

(この陳述は提案された規制の一部ではない。)

省庁

提案の題名

法定権限

考慮のための提出

事前公表

XXX 大臣

RIAS には要求される 6 つの項目がある

- 説明
- 代替案
- 便益及び費用
- 協議
- 遵守及び施行
- 連絡先

⁴ 現在の RIAS の形式は変更される可能性がある。

第 5 節 農業・食品省における規制影響分析の事例（抜粋）

2006 年 12 月 14 日 登録番号 SOR/2006-338

有機栽培食品（Organic Products）に関する規制

背景

カナダでは複数の異なった有機栽培基準が使われており、その基準はそれぞれに異なった認証機関によって位置づけられている。カナダでは過去 10 年の間に、年間 15～20%の割合で有機栽培農家が増えている。2004 年に認証を受けた有機栽培農家の数は約 3,670 件、小売価格の総額は 9 億 8,600 万ドルと推定されている。

カナダの貿易相手のいくつかは、有機栽培食品として取引される商品に対して義務的規制を開発している。カナダの有機栽培農家は、複数の基準の認証を受けるために何倍もの料金を支払わなければならない場合が多い。

規制の枠組み

カナダ食品検査庁（Canadian Food Inspection Agency, CFIA）は国際的に受け入れられたガイドラインに基づいた基準を構築しており、これを使って既存の認証機関の評価及び認証が行われる。

有機栽培食品は他国に輸出される際、原産国の管理当局によって発行された証明書が必要とされる。有機栽培食品に関する規制は、消費者、生産者、加工者、州/地方政府及び有機農業の中のその他の利害関係者たちから高く評価されている。

選択肢

選択肢（1） 現状維持

複数の認証機関を通じて、生産者、加工者及び取扱者がそれぞれ自分で管理をする現在の方法を続ける。

この代替案から想定される最も重要な影響は、カナダの輸出業者が取引相手をなくしてしまうかもしれないことである。輸出向けに生産されたものが余り、価格にも大きな影響がみられるだろう。

選択肢（２） 第３者によって認証が行われる連邦規制 ー奨励案

国際的に承認される単一の基準を取り入れて、有機栽培食品の認証を行う。

政府がこの認証をするのではなく、一定の条件を満たしている既存の認証機関がこれを執り行う。監督、管理及び施行は CFIA が行う。

この制度は、既存の任意的な制度の上に構築されるものであるため、諸資源の価値を最も有効に使うことができる。利害関係者並びに地方及び州のパートナーたちにも選好されている選択肢であるため、この案が奨励される。

選択肢（３）カナダ政府によって認証が行われる連邦規制

カナダ政府によって認証された商品のみが州間及び国際間の貿易の中で「有機栽培」として認められる。

ここで問題になるのは、既存の認証機関の将来である。政府がこの業務を行うことになれば、約 30 の企業が閉鎖に追い込まれ、民間部門の中の 80 の職が失われることになる。利害関係者との友好関係も失われ、政府及び民間産業にも費用が課されることが考えられるため、この案は奨励されない。

便益及び費用

2005 年 1 月から 5 月までの間、利害関係者からの意見を聞いて、規制に関する詳細な費用便益分析が行われた。この調査では、栽培者及び生産者、有機栽培産業を支持する部門（加工者、卸売業者、小売業者、輸出業者、認証機関）、消費者、カナダ国民並びに連邦及び地方政府に対する費用及び便益が考慮された。

費用と便益は長期的な効果の算定と共に、10 年間の期間を想定してモデル化された。この調査によって、現状維持（選択肢 1）は、4 億 9020 万ドルの累積的な損失（2005 年価格）に結びつくことがわかった。この原因は、主に輸出市場における損失に見られる。余剰作物が生じることから、価格が下がり、消費者は便益を得るであろう。全体的には、この選択肢は経済に否定的な影響を与え、費用 1 ドルあたりの便益は 0.53 ドルしか期待できない。

第 3 者による認証制度（選択肢 2）及び政府による認証制度（選択肢 3）は、それぞれに 12 億 5760 万ドル及び 12 億 4400 万ドル（2005 年価格）とカナダ経済の向上につながる。これは、輸出市場の維持、国内需要の増加及び有機栽培産業全体の成長の結果である。これらの選択肢はそれぞれ、費用 1 ドルに対して 1.25 ドル及び 1.24 ドルの便益を生むだろう。

この調査は、第３者による認証制度を義務づけるという選択肢２が、長期的に見て、カナダ経済に最も大きな便益を与えるという結果に至った。

利害関係者への影響 — 選択肢２

調査は、重要な各利害関係者への便益及び費用の観点からの影響を吟味した。次の表は、比較のために、選択肢１及び２の下での各グループの純現在価格（便益引く費用）を示すものである。

利害関係者	便益（－費用）の純現在価格	
	現状維持：自主管理 (\$100 万)	第３者による認証制度 (\$100 万)
栽培者及び生産者	－752.3	112.5
加工業者	4.1	11.3
卸売業者	2.7	7.1
輸出/買い付け業者	－28.3	8.2
輸入業者	0	155.8
小売業者	6.9	284.8
認定機関（Accreditation Agencies）	－0.1	.001
認証機関（Certification Bodies）	－12	0.1
消費者/一般国民	288.7	214.8
政府	0	－27.3
増分利益	－490.3	767.3
現状維持と比較した際の累積的便益		\$1,257.6

出典：Cost Benefit Analysis of the Effects of Federal Regulation for Organic Products, TDV Global Inc, 2005 年 5 月